

## 第6回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日時 平成17年9月22日(木)  
午後1:00～午後4:40  
場所 長野県庁議会棟4階  
402会議室

司 会

それではただいまから、第6回長野県地球環境審議会地球温暖化対策検討会を開催いたします。私は事務局を仰せ付かっております、地球環境課温暖化防止ユニットの竹松でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、黒沼委員が都合により欠席でございます。また上條委員と橋爪委員が現在こちらのほうへ向かっていて、若干遅れてしまうということですので、これから会議を始めさせていただきたいと思っております。

また本日、飯田市の牧内委員の代理としまして、池戸主査さんが出席されておられます。

池戸代理委員

よろしくお願いいたします。

司 会

それでひとつお願いがございます。そちらにありますマイク2が、毎回いろいろマイクが交代になってしまってお不便をおかけするのですが、こちらのものでスイッチオン、オフで、どちらかがオンになりますので、ちょっと事務局でしゃべる際にはそちらのマイクをスイッチオフにいただければ大変ありがたいと思っております。

そんなことでご不便をお掛けしますが、よろしくお願いいたしますと思っております。それでは高木委員長さん、議事の進行をお願いします。

高木委員長

お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

第6回ということで、先週やってまた今日ということで大変なのですが、今日はようやく条例の骨子(案)がまとまってきたということなので、それについての審議をお願いします。骨子(案)のもとになっているものに関しては、ある程度議論は進んだと思っておりますので、それを実際に骨子の案というかたちにすると、こういうものになるのだということで事務局からご説明をいただいて、我々の意図してきたものと骨子の案が整合性が取れているかということのチェックを、今日は入れるということになるかと思っておりますので、いつも遅くなって申し訳ないので、今日はできればすんなりといきたいとは思っておりますが、もちろん「ここはちょっとどうなの」ということがあったら、ご遠慮なくご発言をお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

会議事項1の条例骨子(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

木曾課長

(資料1・2により説明)

高木委員長

はい、ありがとうございます。

それでは今日は、今のご説明を受けたものに対して、皆さんが我々がコンセンサスを得てきたものと、この骨子の案できちんと表現されているのかどう

かというのを、ひとつひとつチェックしていくというのが、今日の主なワークでありますので、それを順番に進めていきたいと思います。

今のご説明に対してのご質問は、何かございますか。それは特にいいですか。はい、それから。どこから入りましょうか。

木曾課長 委員長、すみません。

高木委員長 はい。

木曾課長 1点ですが、中を見てもらうと分かりますように、市町村の責務というのは、ちょっとうたっていないような部分がございますけれども、市町村の責務については昨今の地方分権法の施行以降におきましては、市町村で県が対等の立場という中で、県の条例で市町村さん、こうしなさいということはおたわないことになっているということですから、その中にはちょっと「市町村はこうしなければいけないよ」というような言い方の文言は載せてないということでございます。

高木委員長 それもよろしいでしょうか。いいですか。はい、どうぞ。

橋爪委員 橋爪です、すみません、遅れてきまして。

市町村は、やはり公的なひとつですから、やはり私は率先してやるようなことを、何かうたったほうがいいんじゃないかなと。これは努力義務的になるかもしれませんが、公共の機関をいろいろなかたちで市民、事業者一体となってやっている中には、やはり大企業と同じように公的な機関のものは、そういうことを率先してやっていくのだというようなことをうたったほうがいいんじゃないかと思うんだけど、それは駄目なんですか。

木曾課長 すみません、説明がちょっと不足しておりました。

要は、「市町村は」ということで特定した格好での義務付けはできませんけれども、2ページ目の上から4項目めのところに載っているような格好での「県は、市町村、県民、事業者等が地球温暖化対策を推進するにあたり必要な情報を提供する」とか、そのレベルではいいんですが、それ以上踏み込むということなんですね。

ただ、市町村の場合には温暖化対策法の中で地域計画をつくりなさいとか、率先実行計画をつくりなさいというようなことの規定がございますので、その中では率先実行計画をつくっていかねばいけないということなんですね。

現在、県内の市町村で率先実行計画をつくっているのが、18ぐらいだったと思います。それについて環境省のほうでは、策定を急ぐようにということで、県のほうに通知等きておりますので、それを整備することでかなり担保できるのかなというふうには考えていますけど。

策定を急いでもらって、市町村としての姿勢を示してもらうということです。つくった計画については、当然公表ということになりますので、その市町村の考え方は出てくるという方法がありますので、飯田市さんがやっておられるということです。

高木委員長 はい、どうぞ。

岡本委員 今の範疇(はんちゅう)の市町村の計画というのは、市町村の庁内の計画ですよ。市民を含めた計画ということにはなっていませんよね。

事務局 それはやっぱり事務事業という。

岡本委員 ですよ。ですからやっぱり温暖化防止というのは、市役所の事務事業の範囲の中でのことというのは、ほんの一部分に過ぎないわけで、手足という言い方がいいかどうかは別にして、市町村が実際に計画を立ててそれが動いていく、一番のベースになる部分が市町村になってくるという意味では、やはり今おっしゃられたようなものでは、不足しているのだというふうに思うんです。

高木委員長 たぶんそのことについては、川妻さんか上條さんが、一番ご意見をお持ちだと思うのですが。

川妻委員 川妻です。  
今言われたような問題、さっき木曾課長さんが言った、温暖化対策推進法の中に地方自治体として都道府県の市町村も責務を負うということはどうなっているんですよ。ですから同等に広域自治体、基礎自治体、都道府県市町村ともに、この温暖化対策に責任を負わなければいけないと。率先してやらなければいけないことは入っているのです。  
それらのことについては、私はあとでちょっと申し上げたいと思っているのですが、背景目的にあたるこの前文のところできちんとそこを表して、その中のこれは県の条例であるということが、きちんと分かるようにすれば良いのではないかと思うんです。  
前にちょっとここで申し上げたように、かつて国が一番上にあって、都道府県市町村と縦にあった関係というのは、戦後それが変わったわけですが、さらに地方分権推進法その他によって、都道府県は広域的な自治体として責任を負うと。それから市町村の連絡調整を、もっぱら行う。それから市町村の補完をするという3つで。  
市町村と都道府県はまったく対等で都道府県の任務としては広域的な仕事をする、それから市町村の連絡調整を行う。それから市町村に対して補完していくというふうな位置付けになっているので、この県条例において市町村の責務はこれこれであるというふうにやって、これが一般的なことであれば差し支えないことではあるのですが、その市町村行政に義務付けを課すようなことを、一般的に述べるとこれは今の分権化の時代の中ではちょっと合わなくなってくるというふうなことがあります。  
ですからそこはむしろ協働して情報交換あるいは支援をし合いながら、広域的な都道府県として活動するというか、取り組んでいくということが文面の中にしっかり現れれば良いのではないかというふうに思います。

高木委員長 上條さん、あるいは、いかがですか。より市町村さんとしての立場からのご意見もあるかと思うんですが。

池戸委員代理 はい。今日は牧内の代わりに代理で出ております飯田市の池戸と申します。よろしく申し上げます。  
まず誤解があるといけませんので訂正ですが、飯田市が定めました新エネルギー、省エネルギー地域計画は実は飯田市全体のものです。私の知る

範囲では、各建物内といえますか市町村の庁舎内における、そういう取り決めをしているところも幾つか当然ございますし、そういう指導が国からきております。逆に言いますと、飯田市の場合にはそれには実は定めをしていなくて、飯田市の場合は地域計画ということで、もう庁舎だけが問題じゃないんだと、これは市民全体の問題だということで、昨年の秋に地域計画を立てさせていただいて、温室効果ガス排出量の10%削減をやるというふうにさせていただきました。

今の川妻委員のお話のとおりかと思います。

高木委員長

ということで、条例の中のところに市町村はこうしろと書くのは難しいというのが、どうも一般的な考えだということで、今回のこの骨子からは市町村は何々をするというようなことを書けなくなってしまったと。

じゃあ、県は何する、事業所は何する、県民があれする、どうするということだけ書いて、市町村のことは何も触れないというのちょっとあれだということであれば、むしろその背景と目的のところをもっとその辺について、要するに県が市町村や県民と共同してこのことを進めるんだよということきちんとうたっていくことによって、少しでもはっきりさせようというようなご説明だったと思うんですが、それでよろしいですか。橋爪さんもよろしいですか。というかみんなお考えは同じだと思いますけどね。

岡本委員

またこれは後ほど申し上げようとも思っているのと、僕は一貫して県民計画の話はずっとしてきているわけですがけれども、県民計画の対策ファイルのほうで県民、事業体、市町村、県というふうに項目分けがしてあって、それぞれどこにやってもらうかで、実際に行動するということに丸印がついていたり、行動を支援するということに星印がついたりしているわけですが、結局いろいろな施策を具体的に進めていくというときに、市町村に実際に行動してもらうという項目が非常に多いわけです。

だからここをあいまいにしたような形で、県が上に立ってやれというようなことが不適切であるというとは承知した上で、市町村に対して期待せざるを得ないところが非常に多いという現実があるので、その辺のところはもう少しきちっと議論をして、つまり市町村に対して不利益なことを強要しようとしているということではないということを中心に理解していただく。

それから温暖化対策ということが、自分から率先してやったらばかを見るんだということではないという趣旨であるということ、やはりこれは頭でうたうかどこでうたうかですが、理解した上でつまり縦関係の利害関係ではないというふうなかたちで、県も市町村もということで、そこら辺で後からまた出てくるのですが、逆にいうと今度、県が率先して実行するというのをどこまでできるのか。その上で、県もやっているし市町村もやりましょうというようなお誘いができればいいのだと思いますが、県がやらないで市町村にお願いしますということになると、どういう立場なんだということが問われてくるのかなというふうに思います。

高木委員長

はい。具体的な骨子の項目の中で、例えばこの項目であれば市町村は何々をというようなことを入れられる項目があれば、そして入れたほうがよければ、それは入れていくということで、書ける書けないですと延々とやってもしようがないので、進めさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。はい。まず、防止じゃなくて対策という言葉になったのですが、これはご了承いた

だけですか。よろしいですか、はい。

ではこれは温暖化対策条例。諮問を受けたときには防止でしたよね。それはいいですね。温暖化防止条例を諮問を受けて、こっちがつくったのが対策条例になっても構わないですね。

木曾課長

一応仮称というような格好での諮問というか、検討委員会での提案ということになっていますので、それは了承しています。

高木委員長

いいですね、はい、分かりました。

では、背景と目的のところへいきます。さっきの議論でも、このところはもうちょっと手を入れたほうがというような意見も出ていましたので、具体的な言葉の一つひとつまでは完璧に詰めていくのはなかなか難しいと思いますので、こういう言葉がこういうところに入るべきではないかとか、これは不適切ではないかというようなことで話をすれば、もちろん完全に一言一言全部決まれば、それに越したことはないのですが、それが難しければもっとこういうところをというような漠然としたご意見でも結構ですので受けていきたいと思いますが。

川妻委員

ここに関連して。

高木委員長

はい、どうぞ。

川妻委員

川妻です。

ここは大変重要なところだと思うんです。条例の中に、この内容が直接記載されるというわけではないのですが、議論をする上でこの条例制定をどのような背景目的をもって、提案する側がどういう認識を持っているかということを表す意味では、もっと充実させたほうがいいのではないかなと思うんです。

京都府の場合でも、それほどたくさん書いてあるわけではないのですが、これがひとついろいろな関係団体、市町村や事業者や県民にやっていく上では、もう少し踏み込んで書いていただいたほうがいいのではないかなと思うんです。

例えばもし必要だったら、私はこの部分について全部、案を書いていくのが良いというふうに思っておりますが、ここでそれを全部いきなり書くのはちょっとできないので、内容としてちょっと申し上げますと、2行目から3行目に温暖化を招いていますと書いてありますけれども、本来ならばこの結果例えば生態系とか気象とか、さまざまところに深刻な影響を与えているんだという、この温暖化への既に現れている影響を幾つか。これは県民計画、あるいはその他、県が出しているような資料、あるいは全国市長会などでも必ずいろいろなところでは触れている、あるいは国の計画の中に入っていることであります。

従って、このまま温暖化が進めば、やはり人類あるいは地球上の生物あるいは我々の子孫に大きな影響を残すというような結果と影響がある。そういう認識に立ってそれを記した上で、従って国際的な規模では温暖化対策が地球規模で始まり、ようやく京都議定書が発効になっていると。そして政府はそれに基づいて達成計画をつくった。さらに温暖化対策の推進法をつくり、省エネ法もつくり、そういう展開になっていると。

従って都道府県、市町村の責務は非常に重大で、これに率先して取り組まなければならないというようなこと。それからその最後に、長野県としてもこの問題については着目して、いろいろな取り組みをして2年前には温暖化防止の

カリキュラムをつくり、取り組んできたところであるというふうなことを、もう少し丁寧に、分量としてはこの1枚、全部使えるぐらいに丁寧に書けば、この条例が何を狙っているか、どういう問題意識になっているかということは分かることだろうと思います。

丁寧に書けば繰り返し問題になってしまうということは理解できているので、制限しなければなりません、もう少しそこにこの問題への重大性というかそういうものが、一長野県で取り組んでいることではなくて全世界あるいは全国的に動いている事項であり、豊かな自然を抱える長野県においても率先してこれに取り込まなければいけないというふうな、そういう問題意識を少し丁寧に書ければいいのではないかとこのように思っています。

この軸上で、どの文章を加えるという程度ではなくて、もう少し充実させていくというようなことが、時間との関係でぜひやっていただきたいというふうに思います。

高木委員長

はい、ありがとうございます。今のご意見に対して、大体賛成であるということによろしいですか。

岡本委員

大いに賛成いたします。川妻さんがたたき台のようなものをつくってくださってもいいという話だったので、ぜひそれをお願いして、みんなでそこへ議論を深めていければいいのかなと思います。

高木委員長

よろしいですか。今、川妻さん、バーツとおっしゃったのですが、そのほかにもこれを入れてほしいというのがもしあれば、いいですか。

取りあえずそのたたき台を見て、川妻さんご存じかもしれませんが、10月7日に環境審議会があって、そこで一応中間報告をすることになっているので、できればその前に大体でもいいから出ていると、最終決定は10月の終わりの骨子の決定のところでもいいとは思いますが、大体でもいいからできていければいいので、お忙しいとは思いますが、もし可能でしたらスケジュールも頭に入れて修正案をつくっていただければと思います。

では、条例制定の背景の目的、ここが今、数行なのがたぶん1ページ弱ぐらいにかなりしっかりしたものになるという前提で、その中にまだ市町村を一緒にやらなければいけないよという、さっき出ていた話も当然乗っかってくるし、というようなことで一応案をお待ちするというところで進めさせていただきます。はい、どうぞ。

木曾課長

今日はお手元に、長野県の環境基本条例というのがお配りしてありまして、この条例の中にいろいろな環境の条例中の一番の方向を書いた基本条例ということでございます。

そこである程度前文がございまして、このような格好での記載がございまして、基本的にはこの基本条例の下に、今回の温暖化対策条例がぶら下がるような格好のものになってくるとお思いますので、この前文の部分でこのような書き方があるということだけご承知しておいていただいて、あまりダブったような格好ですと趣旨が何カ所かまた条例にも出てくるというような格好になりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

上條委員

ちょっとよろしいですか。

高木委員長

はい、どうぞ。

上條委員

法律の中には、目的を書いた法律と目的を書かない法律があるんだそうです。例えば憲法などは目的はないと。ありきたりだから。あるいは民法とか刑法なんかにも、目的が書いていないんですね。

それはありきたりの法律だから、目的なんていまさら書くまでもない、そのくらい当たり前の法律だ、だから目的は書かないと、こういうことなんです。

でもどうしても、もっと細かい法律になると、なんでこの法律がいるの、なんでこの条例がいるのという疑問がわいてくる場合があって、そういう条例・法律では必ず目的を書かなければいけないと。理解をさせると。どうも、こういう構造になっているんですね。

だからこの問題については、私たちは今まで考えてこなかったし、やっぱりこの必要性がどうしてもあるので、この目的というのは絶対必要ですし、いろいろな効力が及ぶ人たちにも理解していただくということがどうしても必要なので、目的をどうしてもきちんと書く必要があると。

私は基本条例とダブっても、この温暖化対策という条例の独自性があるので、なるべくダブらないようにするとしても、ダブってもやっぱりこの必要性はどうしても、触れなければいけないところは書かなければいけないんじゃないかと。そのぐらいの意気込みで、やっぱり書いていただきたいと思っています。

高木委員長

よろしいですか。今ここで最終決定をしようというわけではないので、今言ったようなご意見をもとに、川妻委員に背景と目的を書いていただいて、それを最終的に次回の検討会でそれを修正を加えながら。それまでにメール等で流して、ご意見を伺いながらということにはなるとは思いますが、最終的には次回の10月の終わりに決定していくということできたいと思いますので、お手数ですけどよろしくお願いたします。

ちょっと気になっていたところはひとつ片付いてしまいましたので、これから具体的に入って行くわけですが、全体像の話ですが、条例の背景と目的の次に各主体の責務、それから地球温暖化対策推進計画の策定等、県の地球温暖化対策、分野別の地球温暖化対策、という名前になっているわけですが、この全体の流れは大体これでよろしいですか。

上條委員

すみません、いいですか。

高木委員長

はい。

上條委員

定義規定というの、どこかに入るんですね。

例えば観光旅行者とか、そういう提議をするわけですよね。定義規定も入れるということ。ちょっと、ないみたいですけど、それも当然の前提として考えていると、こういうこといいんですね。

木曾課長

ちょっと、いいですか。実はこの目的と、各主体の責務に入るところに、定義規定を入れる。実際の条例の中にはそこに入るようになります。

ただ、今、この段階で中で使う言葉自体とか、定義自体になるベースが決まっていないので、ここにはそれを使わなかったのですが、当然その部分は入ってきます。

上條委員

はい。

諏訪委員

こちらの資料2の骨子(案)というのは、かなりまるめた形で表現も出てきているわけなのですが、読む対象はどういう方々を対象とされているのか、この骨子(案)の扱い方みたいなところをちょっと共通認識として見ておきたいのですが。

高木委員長

要するに骨子案が何のためにつくられているのかという。

川妻委員

そういうのは資料になるでしょう。

上條委員

外部に出すのはどうかという問題ですよ。

諏訪委員

はい。骨子(案)があるのは分かるのですが、かなりまるまったものが条例の条文になってくると、かなり常にそういうものが出来上がってくると思うのですが、それよりはもう少し一般の方というか、意見聴取団体に対する説明ですとか、そういった部分で使われるのであれば、それはそれで、そのための書き方であればこれは妥当であるというような判断をしたいと思うのですが。

高木委員長

いかがでしょうか。

川妻委員

川妻です。

私はせっかくこれをまとめていただいて、いろいろ大づくりに挙がったこと、さらに今、諏訪さんが言われたことと関連して、やっぱりこれに対する理解というのが非常に大事だと思うんです。こちらの問題意識が伝わるかどうかと。前文もそうですけど、例えば私がちょっとこれを見終わって、構成上の方向を組み替えたほうがいいということではないんですけども。

例えば我々が時間を掛けて議論した5から、分野別の環境対策というところが入るわけですが、その大きな(1)(2)とあって、その(1)が事業活動に係る対策、(2)が交通・自動車、この前に、事業活動に係る対策の前文。これは条例の本文ということとは関係なく、事業活動に関する対策ではどういう問題意識でここにこういうものが乗っかっているのかという説明資料で説明を入れる。

それから交通・自動車に関する対策では、これこれであるか温暖化の問題にこれこれの事項を取り組むんだという軸を入れる。それから3番目家電製品に係わる対策というのが5ページの頭にきますけど、ここではこれこれであるから入れると。あまり長過ぎる必要はありませんけれども、何行かにわたってそれを入れる。建築物についても同様。廃棄物についても同様。

これらを7まで、若干ここに関することを入れると、その後になぜこういう義務規定、あるいは努力義務というものが登場してくるのかということが、理解ができてくると思うんですよ。そうでないと、ちょっとこれで分かる人は分かるかもしれませんが、もう少し踏み込んで個別の各論にわたって、温暖化対策でなぜこの項目が挙がってきたのかというようなことを、少し資料を入れて説明を加えれば、これ1枚あれば相当この温暖化対策について理解もいくと。やらなければいけないことも分かってくるという、そういうものになっていくのではないかと思います。そこを少し入れさせたらどうかと。



高木委員長　　まず、今のご指摘に対しては、そういうふうに例えば5の「(1)事業活動に係る対策」というところで、また前文に相当する、なんで事業活動に対する対策が必要なのかというのを、そこに少なくとも書き込んでいくということは可能なんですか、それは構わない。

上條委員　　ちょっといいですか。

高木委員長　　はい。

上條委員　　スケジュール表を持っていないといけないんですが、最初骨子があって要綱があって条例案が、こういう過程をたどっていくのですね。一番最初の骨の部分、まず今議論しているという認識ですよ。それで骨子案ができた、要綱案ができた、条例案ができた、これはすべてその段階、段階で公表されることになるんですよ、たぶん。

木曾課長　　はい。

上條委員　　それで、意見を聞いていくと、こういう前提ですよ。だからこれについても県民にアピールするというか、県民に訴えると。こういう前提の文章というふうに理解しなければなりませんよね。そういうことで、そういうものだというふうに我々は理解して議論すると。  
それからこれを公表する場合に、今おっしゃられたように、ここに書いてもいいし、あるいは骨子(案)の説明とかいって、別刷りのものをつくって、そこに書いてもいいかなという気がします。骨子(案)は骨子(案)で、スマートに分かりやすくぱちんと書いて、その説明する文章があとに続くというようなこともあり得るかなと、こんなふうに思います。

高木委員長　　どっちみちそれが最終的に条例にそのままの形になるわけじゃないんだから、別紙で背景の目的のところ書いた文章とは、あまりダブってもなんですが、なんで事業活動なのか。また、なんで交通・自動車が特別に出てくるのか、というようなことについて別紙の資料をつくったらいかがというご提案ですが。

木曾課長　　前回に京都府地球温暖化対策条例(案)骨子というのをお配りしまして、これを想定して今回の骨子(案)をつくっております。この中ではすべての場合には冒頭のところに、趣旨として説明文が入っております。たぶん今、川妻さんがおっしゃったのはその部分を書いたらどうかということだと思います。  
今日のところ、この趣旨の部分が載っていないのですが、この辺の文章は次回が環境審議会の報告のときに、骨子(案)まではまとめてしまいたいので、前文の部分を委員長さんと事務局で詰めさせていただいて、途中でメールを送るなりで見ていただいて、完成に近づけるというようなことでやらせていただければ、その趣旨の部分は今後できるかなというふうに思います。

高木委員長　　取りあえず10月7日があるので、10月7日の前に事務局と私との間で、今、川妻さんがおっしゃった各項目の趣旨、なんで事業者の対策が必要、なんで交通の対策が必要、という部分に関しては、付けるということで。今ここではできないので、その部分に関しては事務局と私との間で相談しながら取りあえ

ず10月7日に案として出せるものをつくるということで示すか、ということによろしいですね。

上條委員

いいです。

川妻委員

7日、7日に環境審議会があるんですか。僕は今日聞いたんですけど。

木曾課長

そうですか。

川妻委員

そうだとすれば。

事務局

まだ、決裁途上じゃないですかね。決裁途上かどうか。予定では、そういうかたちでやらさせていただきます。

高木委員長

私も今日聞いた。

木曾課長

×のあれを配って・・・。

川妻委員

県の環境審議会。本体の環境審議会。

木曾課長

審議会も、全部聞いてあれですよ。確実に、今までも・・・。

高木委員長

たぶん、まだ来てない。

話があちこちしていますが、ということで10月7日の前に項目ごとの趣旨というものをある程度ついたもので、ざっと見ていただいて環境審議会に出て最終的な決定はあくまでも10月の終わりの、次回の会議ですのでそこまで最終的なものは決まればいいということなので。そういうようなやり方でよろしいですか。

全 員

はい。

高木委員長

はい。それでは全体構成がよくて、章立ての趣旨の部分をつけるということで、次にいよいよ各項目ごとの検討に入らせていただきます。

さっきスケジュールの話があまり出ていなかったのですが、確認のために申し上げておくと、今ここで骨子の案を我々はある程度今日できれば決定したいと。骨子の案が決定したら、これを要するにオープンにして、またこれからどっと入ってくる地域ごと、あるいは事業者との話し合いみたいなことがずっとスケジュールが入ってくるわけですが、それからホームページ等で公開して、パブリックコメントが入ってくると。

それを受けて、我々は案をつくるわけですが、例えばこんな案のこの部分は絶対駄目だとかいいとか、そういう意見がいっぱい出てくる。それを受けて10月の終わりのときには、いただいた意見の中で「これはやっぱりそうだね」ということになったら、この部分は変えようとか、この意見をいただいたけどやっぱりこのところはこうしたいよというようなことで、最終的な骨子をつくるというスケジュールになっておりますので、今日骨子の案をつくったらそれは完全フィックスなもので、もう変えないというものではなくて、いずれにしろパブリックコメントを受けて修正する機会はまだまだありますので、というこ

とだけあらかじめ。

あまり我々が右往左往するのはよくないですが。

川妻委員

日付は28日。

高木委員長

28日、10月の28日が次回の検討委員会ですので、そこで最終的に骨子が決まる。その間にパブリックコメントが入るということですので。よろしいですか。スケジュールの話です。

各主体の責務ということで、ここでは県の責務、それから県民、事業者、観光旅行者その他の滞在者ということで、何をすべきだというようなことが書いてあります。この部分に関してはいかがでしょう。

岡本委員

はい。

高木委員長

はい。

岡本委員

各主体の責務というふうに項目立てをしていながら、各主体別になっていないと思うんです。やっぱり細かに主体別に明らかにすることが重要なのだろうというふうに思います。

それともうひとつ、ちょっと先のところと関連してしまうので一緒にお話をさせていただきますけど、3のところ地球温暖化対策推進計画の策定等というのがありまして、これは先ほど事務局のほうからご説明があったように、京都の条例案をひな型にして書いてあるので、たぶんこういった項目になったと思うんですけども、前回もお話したように長野県の場合は順序が先に先行していて、県民計画ができています。ですからここで京都の場合ですと、府の責務のところ総合的かつ計画的な施策を策定し、協働して取り組むというふうにして書いてあるものが、長野県の場合はすでに県民計画として出来上がっているという認識は、この前みんなで確認したと思うんです。

この3の項目というのは、まったく必要がないというか、逆に各主体の責務及び県民計画の実行とか、あるいは県民計画の実行における各主体の責務とかいうふうなまとめ方をさせていただいて、県民計画を進めていく上で、各主体がどういう責務を負っているのかということ、これを丁寧に県はということと、それから事業者も独立させて、それから県民あるいは観光者ですとか、市町村の扱いをさっきどうするかという問題はあったのですが、そういうふうに項目立てからしていったほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

いかがでしょうか。

上條委員

よろしいですか。

高木委員長

どうぞ。

上條委員

同じ意見なのですが、(1)で県の責務で、県はどこと協働してという、協働してしか書いていないのですが、その前に県は率先して、まずこういうことをやると。それとともに協働してやると、こういうことで、県独自の自らを縛る責務の部分がちょっと人任せになっているかなと、あなた任せになっているかなと、こういう気がします。

だからまったく同じ意見なんです。だから県は県民計画に従って自らこの計

画を推進するとともに、それで市町村と協働してこういうふうにと、こういう「県の部分」がちょっと抜けているかなと。

高木委員長

たぶん4の県の地球温暖化対策のところに、これは書いているから、このところではあまり書いてないのだろうと思います。だったらどっちが分かりやすいのかというような問題かなと思います。

上條委員

すみません、もう一回言いますと、責務ということで責任があるという、責任があるということと責任の内容について、簡潔にやっぱりこの2のところで書くのだろうと思います。

その内容が4のところにもう少し具体化されるのかなという気もするのですが、やっぱりその責務のところでも県も独自に自ら推進するんだということをするべきだと思います。協働してやるというだけでは、あなた任せというような気がするんですけど。

高木委員長

今のご意見に対しては、

川妻委員

だから同じです。

高木委員長

まず、ちょっと分けましょう。各主体の責務と書いて(1)(2)で終わっているんだけど、それを(1)(2)で終わらないで、(1)県、(2)事業者、(3)県民及び観光旅行者その他の滞在者、かな。(3)と(4)は分けたほうがいいのか、分けないのか、ちょっと今、まだよく分かりませんが、そういうふうにはっきりとそこに市町村の責務というのは書きにくいというのが先ほどの話にありましたので、市町村は書けないとしても、そういったことをまずはっきり分けるべきだということに関してはよろしいですか。

委 員

(異議なし)

では、それは分けて、各主体というのは3つ、あるいは4つで書くと。その県のところに、4の県の地球温暖化対策というのをに入れて、これが入ってなおかつ県民計画との関係が書き込まれる。だから(2)(3)(4)が一つになってしまうみたいなかたちに今なりつつありますが、今の話は、

上條委員

いや、そうでもないんで。それは分けていいんじゃないですか。

高木委員長

それは分けてもいい、はい。

岡本委員

では、ちょっと具体的に提案してみます。(2)(3)(4)一緒かどうかは別なんですけど、例えば「県は」という部分をどういうふうか、先ほど私が申し上げた3の部分の県民計画はすでにできているのだからというふうなことを踏まえた上で、その言葉を使いながらも書くとするならば、例えば県は市町村、事業者と協働して地域の特性を生かした長野県地球温暖化防止県民計画に基づき、地球温暖化防止のための積極的活動を実施する、というような文章にしたらどうなるだろうかと。

それから事業者は、これは前に議論したことがある言葉でちょっと復活してみたいんですが、事業者は、削減こそ企業益、地球市民益との認識に立った産業

活動を進めるため、他の主体とともに県民計画の実施に協力すると。またより良い県民計画づくりのための見直し作業に参加することが保障されると。

県民、観光旅行者も同じように、県民計画に基づく温暖化防止計画が成果を上げられるように自発的に協力する。またより良い県民計画づくりのための見直し作業に参加することは保障されると、というふうなことをちょっと考えて、各主体別に、あるいは県民計画を意識しながら、ちょっと表現をしてみました。

諏訪委員

今の岡本委員の意見に大いに賛成なのですが、ただひとつちょっと気になったのは、もちろん県民計画がすでにあるんですが、それを定める主体がどこかという議論は、条文の中で押さえておかないと今後もやっぱりいろいろ見直しなどもしていくので、策定者が県にあるということで、ここで県が定めるというふうに書いておくのは、無駄じゃないんじゃないかなと思っています。そうじゃないと、今度見直すとき誰が見直すということが浮いてしまうので、ちょっと検討したいと思います。

それから主体論をはっきりさせようということに同感です。書き方の問題がちょっと私も、まだ引っ掛かるんですが、この骨子(案)の書き方は先ほどから丸まっているけどいいのだろうかということを上申したのは、例えば3の3番目、施策の実施状況について概要を公表するというので、割とさらっと言ってしまうのですが、もともとは今、岡本委員からありましたように、主体が誰で、個別目標がどれくらいなもので、それが本当に実施されているのか検証をして、そのうち検証の結果、それぞれ県民計画を直すべきだし、さらに県民計画の実行させるために条例も見直すかもしれない、そういう踏み込んだ話だったので、こういうふうに行っているか、していないか公表するというだけなんです。書き方でいいのか。ただ書き方が問題で、この骨子(案)の場合には、大体の話を伝えるのだからこれでいいというのであれば、それはそれで条例、要綱の話になったときに詳しく決まっていれば、こちらとしてはこれまで議論したことは反映されるかなと判断できるのですけれども、そのあたりも含めてちょっと、今、岡本委員からご提案があった2点を、どこまでここで表現していけるのかちょっと整理していただいたほうがいいと思います。

高木委員長

今のご質問の趣旨をお分かりいただけたと思います。要するに我々がずっと検討してきたことを骨子(案)になったときに、相当さらりと書いてあって、それは骨子(案)なので、これまでの検討事項はすべて理解した上で、骨子(案)だから非常にさらりと書いたと。

それが具体的な条例になっていくときには、またどんどんそれが書き込まれていくのだということであればこれもいいし、もしせっかく議論してきたことが骨子(案)のところで、「じゃあこれでいいですよ」と言ったら、そのまま、最後までこのままいってしまうのだとしたら、それはちょっと困るというご意見だと思うんです。

それはごもっともなんで、その辺の骨子(案)と条例についての、修正できるということは分かっているのですが、骨子案というのは大体こういうふうなものでつくるのか、それとも骨子(案)といえどもある程度決まっていることについてはできるだけ書き込んでいったほうがいいのかということについての事務局のお考えをお聞かせ願えればと思うんですが。

木曾課長

そうですね。この文章に加えてどこまでのレベル細かく書いていくのか、それとも集約としてこういうような書き方の中で、運用の中でそういう部分を載

せていくのか、今のところこの骨子(案)については、こういう頭出しをしてこの中に今まで委員さんから出していただいたその意見を包含する中で、運用の中でやっていくような書き方になっているので非常に丸まっているという感じがします。

細かい部分まで記載の必要がありということになれば、この段階で踏み込んだ書き方をしていく。方針が決まれば、そうやっていくということですので。

高木委員長

その細かいことを書き込むか、書き込まないかは我々サイドで決定していいと。

事務局

よろしいですか。もともと検討会が皆さんにパーツを持ち寄っていただいて、話し合う中から骨子(案)をおぼろげながらも浮かび上がらせようということと始めております。今までにいただいた議論が無駄にならないようにするには、要綱案ですとか、条例案のところできっちりと皆さんからいただいた意見を書き込ませていただくということで。ただ骨子(案)を県民の方に見ていただいて、それをある程度クリアに、どういう考え方をしているかというのを把握していただくためには、非常にシンプルに書くほうがいだろうと、そういう判断で書いてございますので、今、諏訪委員から言われた部分については、骨子(案)のあと要綱(案)ですとか、条例(案)の中で盛り込ませていただければ大変ありがたいというように考えております。

高木委員長

今のご説明に対しての。はい、どうぞ。

川妻委員

一般的にはそのことで理解はできるんですけども、この場合はそのあとに要綱、条例につなげていく意味でも、もうちょっとポイントになるところは入れたりしないと、ちょっと伝わりにくいと思うんです。

私の意見でいえば、この主体のやつは今、話が出たように、県、事業者、県民というのを分けてやったほうが良いということで、それが2ですけども、3の計画のところは、温暖化対策を長野県の地球温暖化防止県民計画に基づいて、総合的、計画的に推進するという、計画とのつながりをここに記すと。

さらに付け加えて、県民計画は2年前に策定されたものでありますから、当然県民計画自体も検討し、さらに充実させるという趣旨を入れるということですね。それからガイドラインのことについては、計画との関係でこういうものを詳細につくらないと実施できませんから、これはそのままでもいいと思います。

最後の3番目のところに、毎年でも概要をきちんと公表するということに加えて、この計画との関係では、私たちが議論したように第三者機関による評価を行い、どう公表するかということのをこの中に1本盛り込んで、これをやりっ放しで終わらせないで、やはり進捗状況を公表しつつ第三者機関で評価を行うということ、この中に入れるのは適当なのではないかというふうに思っています。

そのくらいのところは入れるということと、前文に書くとしても県民計画については、それに基づいてやるという趣旨は入れてもいいんじゃないか。ただし私は、それは年とともに充実させなければいけないので、変更、検討充実を図っていくという趣旨をしっかりとその中に入れていくということでもいいのではないかと。

このままですとちょっと、いかにも漠として、これから計画をする、新しくつくるようなことになってしまうので、それはちょっと変えたほうがいいと思

うんです。

高木委員長

はい。はい、どうぞ。

事務局

一点、県民計画の件ですが、確かに岡本委員が言われるように、先行してきてはおります。ただ法規というか、法体系の中では条例というのができる、条例のほうが上位ですので、京都市でも書いてありますが、附則のところまであった県民計画は、これとみなすと書いて、読むものとするとか、そういうかたちで位置付けると。ですから、条例より上になるというのは、県の中では法規的にはないというふうに考えるしかないものですから、その辺はご了承いただきたいと思います。

それと県民計画というのは、また条例のあとのところでも、条例の見直しについても必要に応じてということで、県民計画で新たなテーマですとか、そういったものが提案されたりして、これは必要だということになれば条例の見直しということにも、必然的に条例があるから、これが動かないと県民計画も見直せないというものでもございませんし、両者の力関係は対外的には条例が上なんです、進行していく上ではどうするかという部分は、それはまた取り決めというか、皆さんの合意で決めていただければよろしいのではないかと思います。

岡本委員

では。

高木委員長

はい。

岡本委員

今回そもそも、この条例をつくりましょうという話になった流れそのものが、県民計画ができていたんだけど、なかなか動いていかないと、だから条例をつくりましょうという話になったということで、ここへ参加しているつもりです。

そういう意味で、県民計画を動かすための条例であるでしょうし、もうひとつは後ほど出てくる話だと思いますけど、そのために県民計画が動かなかった理由のもうひとつが、資金的な裏付けということだったように思うので、そこら辺をやっぱり今回一番はつきりさせていくべきところなのかなというふうに思っています。

高木委員長

今の一連の議論をまとめなければいけないのでまとめていくと、項目立てとしての3の地球温暖化対策推進計画の策定の言葉が、県民計画をどうするかというのはちょっと別として、それはいいだろうと。

その中に、県民計画との関係をもうちょっと。これだと何も無い状態に読めてしまうから、県民計画が、ここでいうところの計画、地球温暖化対策に関する計画というのがすでに長野県にあるわけですから、その部分をここで入れるか、一番最後のところで、なお現在ある県民計画は、この3の1という地球温暖化対策に関する計画に読み替えるというような言葉を入れるかというのは、どっちがいいのかよく分かりませんが、とにかく県民計画との関係を書く。

あとは実施状況について概要を公表するということに、第三者機関というような言葉を入れて、やりっ放しにならないような手だてを打つというような意見だと思うんですが、それを入れるということでもよろしいでしょうか。

だいが変わってしまうので、ここも具体的に「こういう文章」というのが、今みんながコンセンサスを得るのはちょっと難しいかなという気がしていま

すが、今言ったような趣旨に基づいて、どんどん私の仕事が増えそうな気がしますが、事務局と私の間で検討をして皆さんに流していくと。

間に合う部分に関してまでを、環境審議会に入れていくというようなことで進めさせていただきます。

岡本委員 いいでしょうか。

高木委員長 はい、どうぞ。

岡本委員 先ほど事務局のほうからの説明があった中で、最終的に条例の文章になったときは、それはあんまり一般の県民が直接見るというかたちのものではないからあれなんです、今回の骨子(案)というのは、議論のたたき台というふうな意味だとすると、分かりやすいところを書いておいたほうが親切というものじゃないかというふうに思います。

それで条例との整合性とかということで、いろいろあるのだとしたら、最終的にそれはきちっと保障した上で書き方を工夫するということはあっていいことかなと思います。

高木委員長 そうですね。条例だとしたら、ちょっと書きにくいような書き方でもいいから、分かりやすく書いたほうがいいという意味、ご発言だと思います。それはよろしいですね。

では、この計画の策定等のところに関しては、今言ったこと、県民計画との関わりなどを書いていただいて進めるということでご了解を得ました。4番目が県の地球温暖化対策ということで、先ほどでいうと、各主体の責務で県が最初にきますので、それに対応してここで県の地球温暖化対策というのが入ることだと思います。

ここに書いてある項目そのものは、これでよろしいですか。もうちょっと何か書き加えられるか。

橋爪委員 ちょっといいですか。

高木委員長 はい、どうぞ。

橋爪委員 もうちょっと書き加えたほうがいいなと思います。これは次の5の分野と同じレベルまでブレイクダウンして、5の中で事業者だとかいろいろ言っているようなところまでブレイクダウンをして書いたほうがいいのだろうなというふうに思います。

川妻委員 中身って、もうちょっとどういう中身で。

橋爪委員 中身は、具体的にはエネルギーがある量以上の合同庁舎うんぬんだとか、そういうことをやっぱり具体的、事業だとか事務だとかいうのを、具体的に何かということ、やはり入れたほうがいいだろうなと。そこら辺のところと、やはりこれから特にほかのところ義務化するところが出てくるので、県もそういう義務化をしているよというところがやはり重要じゃないかなと思います。

川妻委員 はい。



高木委員長

はい。

川妻委員

川妻です。

私は今の橋爪さんの意見に賛成です。やはり県も、県行政を行う上で相当なエネルギーを使い、建物を造り、事業活動をいろいろ展開していると、これは温暖化へ少なからぬというか、かなり大きな規模しても与えているということを感じて、その上に立って県は自ら率先して行うのだというその趣旨をしっかりとここにうたっていくというのは、この条例を実施するにあたって非常に重要なことなので、これだけだとちょっと通り一辺倒に理解されるので、そこはもう少し前文というか、趣旨というか、もうちょっと分かりやすく入れさせたほうがいいんじゃないか、その点では賛成です。

木曾課長

ちょっとすみません。

高木委員長

はい、どうぞ。

木曾課長

4のところ、県の地球温暖化対策というのは行政としての県の立場でのくり方としてはまとまっていますが、5の分野別の地球温暖化対策の中の事業活動に係る対策の事業者という中には、これは県の事業者の立場としての役割はここには入っていると考えています。

県も一事業者であるというような位置付けをして、県もそういう意味では再生可能エネルギーうんぬんとか、計画を出すとか、そういう中に入っているというふうに考えておりますが。

高木委員長

例えばそうだとしたら、そういうふうに考えるからこういうふうにシンプルに書いたということであれば、例えばどこかで5の分野別の地球温暖化対策に関わる部分の、事業活動に係る対策については県もそれをちゃんと責任を負うんだというようなことを、どこかで書いておいて、要するにそこから下、5のところを書いてあるのは事業者で県は関係ないよということではないよと。県も一緒だよということを、明らかにしておけば、橋爪さんや川妻さんの意見は通るということによろしいですか。それとももっとここできっちり書くと。

はい、どうぞ。

橋爪委員

私はここで書いたほうがいいんじゃないかなと思っています。

川妻委員

4でね。

橋爪委員

いずれにしる事業者でやってくる場合、一定規模以上の事業者というふうにやった場合に、県はかなり入ってこないと思っています。この基準でやっているんじゃないくて、行政はもうちょっと違う基準で公表するんだよというところを表したほうが良いと思いますから、ちょっとこちらの中で出ると今度非常に広がってしまいますので、そんなほうが良いかなと思います。

高木委員長

県は、一事業者だよと言ったときに、県の組織、それこそ県立高校から何から全部含めて一つの事業体を考えるか、ほとんど県の中でも最大規模の事業者ですよね、たぶん。そうするとほとんど全部入っちゃいますよね。

それを分割して例えば地方事務所あるいは一高校に分割していったら、ほとんど入らなくなってしまいますよね。例えばそれはどういうふうにお考えなのでしょう。どういうふうを考えるものなんですか。

事務局

いいですか。先ほど課長のほうからも言っているのですが、地球温暖化対策の推進に関する法律というところで、県の事務・事業についてはすべて公表しなければいけないことになっています。

ですからそういった部分からすると、県は県立高校うんぬんということではなくて、すべてどういう見せ方をするかは分かりませんが、トータルしたもので出さなければいけないということで、義務付けがされております。

また、このエネルギー使用量のというのは、事業所ごとにとらえておまして、これは県庁舎ですとかこども病院という特定の事業所そのものをつかまえていますので、これだと潜るものが出てきますが、今申し上げました法律によって県は全部の事務・事業に関わる温室効果ガスの排出量については公表する義務を負っておりますので、そういったご心配の動きは基本的にはないというように考えております。

高木委員長

はい。たぶんそれはそうなんだけど、でもここに、条例の中にそれを県はちゃんと責任を果たすんだよということを書かないと、要するに県は全部人に押し付けているだけじゃないかというふうに、上の法律のことをご存じない方が言うてくることもあるから、ここにははっきりと書いたほうがいいよというのがたぶん橋爪さんのご意見だろうと思いますが。

はい、どうぞ。

宮本委員

宮本です。

私たち一般の県民も、そう思います。今、橋爪委員さんのおっしゃったことも分かりますし、事務局のおっしゃることも分かりますので、先ほど岡本委員さんのおっしゃったように、分かりやすい、親切ということになりますと、事業者のところへも県が入るといふ文言を入れていただいて、県の地球温暖化対策というところは、具体的にブレイクダウンして書いていただく、そうすると分かりやすくいいと思います。

高木委員長

最終的な条例になるとときには、例えば国の法律で書いていることと同じことを、またここに書くというのはあまりよくないというのはよく分かりますが、その骨子として皆さんにどういうのかというのを説明するときに分かりやすさという点からいったら、県はこういうことをちゃんとやるんだよと。

それは法律に従ってやるわけですが、その法律にこう書いてあるからというよりは、県はこういうことをやるんだよと。法律に書いてあるから仕方なくやるんじゃなくて、県は率先してこういうことをやるんだよというような書き方をあえてここで、ある意味くどくなりますが、書いているほうが「県もそままでやるんだ」ということが、広く皆さんに伝わるからいいのではないかというのが、たぶん委員の皆さんのご意見かなという気がしていますが。

ちょっとそうすると次から次と、1、2、3とだいぶ手直しが入っている。大変なのですが、今のこれから説明だ、何だかんだが入るので非常に大変なんです、やらないこと、これまでやる予定がなかったことをやれと言っているわけではないつもりなので、やる予定だったけどもうすでに決められていることだからと、省略していたことをもっとはっきりさせようという趣旨ですので、

多少骨子が長くなってもそっちのほうがいいだろうというご意見なので、ぜひその辺の書き込みをお願いいたします。

ということで4の県の地球温暖化対策の部分はよろしいですか。具体的なものは、これだけで大きな修正が入ってくるので、今ここでというのは難しいとは思いますが。

では、5の分野別の地球温暖化対策ということです。それぞれの項目について趣旨が入る。5の分野別の前に、例えば県のところでも趣旨が入ったほうがいいのかもしいですね。分野別の地球温暖化対策のところ、事業活動に関わる部分。「事業活動に係る対策」の部分でご意見を願います。

宮本委員

宮本です、お願いします。

先ほどの「分かりやすい」、「親切」ということになると、いろいろな報告書を作成、提出、公表するとなっていますが、どこそこへということも入れていただくと説得力があると思います。いかがでしょうか。

高木委員長

作成、提出、公表するというのは、基本的に県に対して提出するという意味ですね。それを「県に対して」というのをはっきり。作成し、県に提出し、県は公表する、という意味ですね。

例えばアの事業者の四角の2番目のエネルギー使用量の多いんぬんについての義務付けの前に、事業者は作成、提出、公表するとなっているから分かりにくいと。事業は作成するのだと、それで県に提出するのだと、県はその結果を公表するのだと。県が公表するの、事業者が公表するの。

宮本委員

すみません。3ページ目の(イ)のところは県が公表するとあります。だからこんなように書いていただくといいかなと思います。

高木委員長

ちょっと待ってください、確認です。事業者のところの2番目、今、私は事業者が作成し、事業者が県に提出し、県が公表するというふうに言ったのですが、それはそれでよろしいでしょうか。事業者が公表するのでしょうか、どちらでしょうか。

はい、どうぞ。

事務局

すみません。事務局で検討した際に、事業者が作成、提出していただきます。事業者にも公表していただきますし、ただ事業者が公表するとどこにあるか一覧性がないものですから、いただいた県は県として全体をまとめて公表したいと。

ですから公表のこの言い方がはっきり分からないようになってはいますが、ここはきちんと峻別して表現しないと、どういう意味か分からないと言われるとおりですので、この辺はまた改めたいと思いますが、一応作成、提出、公表というのは、事業者にもお願いしたいし、いただいた県としてもまとめて皆さんがご覧いただきやすいように公表していきたいと考えております。

高木委員長

はい。

川妻委員

はい。

高木委員長

はい。

川妻委員

これは、ここのところについては実際、事業で要職を担っている橋爪さんにもちょっとお聞きしたいのですが、エネルギー使用量の一定規模以上の事業者について、これは書き方でもあるのですが、私が事業者の場合には排出状況報告書、削減計画書、実績報告書とこういう書類をまたわんさと書かなければいけないのかと、まずきますよね。この忙しいのにと。

こういうときに、別々の3冊の計画書を一緒に書かされるという印象が非常に強く出てくるんですよ。それが煩雑に感じるんです。むしろ定期的に温室効果ガスに関して、例えば排出状況、削減計画、実績に関する報告書を作成提出して、公表するというふうにとひとまとめにして、要するにこの3点がきちっとあればいいわけですよ。

こうやると、これについてまたいろいろ報告書について3冊分じゃなくて、これは3点セット1冊であると、こういうふう整理したほうが、その中に括弧書きのようなことについては入れたほうが良いと思うんですけど。そう思います。いかがでしょう。

橋爪委員

そのとおりだと思います。いずれにしろ、私もさっと何がなんだか言えないのですが、排出状況と削減計画、それと毎年実績がどうだったのかという方向はしなければいけない。それでPDCは回すというような話になるかと思しますので、こちら辺のところは、国の省エネ法に基づくものはどこに書いてあるかなと思って、今ちょっとすぐ分からなかったもので、そちらと同じ状況でいいのではないかと。

また違うベースのものをやってしまうといけませんので、国と同じような形のもので進めたらどうかと思います。

高木委員長

今すぐ分かりますか。

木曾課長

まだ、国の省エネ法の中でどういう様式というのが決まっていなくて、国の報告書の様式がいつごろ出来上がってというのを横目で見ながら、これに前提を合わせていくような格好にしてくださいということで、実はこの間のフランチャイズ協会に行って話をしたときも同じことを言われました。と言って今、報告様式が分かっているかということ、分かっていないというような状況です。

高木委員長

ちょっとそれは今の段階では、橋爪さんがおっしゃったように国の形と同じ形式を取るのが無難かなという気がするのですが、でもそれはいいんですよ。

「長野らしさ」はここでは求めなくてもいい。

はい、どうぞ。

諏訪委員

一点確認なのですが、国のほうでは再生可能エネルギーとかグリーン電力の利用に関する項目も含めたいろいろなデータの提出なんかを求めていますでしょうか。

木曾課長

その項目は国のほうでは省エネが主ですのでありませんので、その分は加えて要旨が何かに入れていかなければいけない項目かなと思っています。

諏訪委員

そうですね。これは長野県独自項目だと思いますので、新たな項目立てが必

要な部分だと思えます。でも川妻委員、それから橋爪委員の意見の流れをくみましてできるだけ統一的にフォーマットを決め込んでしまって、事業者はそれにのっとって報告するだけというようなところまで前提しているほうが、お互いの能力というものをセーブできるのではないかなというふうに考えております。

高木委員長

再生可能エネルギー、グリーン電力の利用に関する項目を含むということは、わざわざここにうたっているんで、当然それを入れるということであっているんで、そこまで国に合わせる必要はないわけですが、基本的なスタンスはその国に近い形でいいし、もしその骨子として、まだ国の方がはっきりしていない状態を出すのだとしたら、先ほどの川妻委員がおっしゃったように、排出状況、削減計画、実績を含む報告書を作成というような書き方が、内容は同じでもハードルが低く感じられるのでという意味は、そのとおりだと思いますので、国の法律との関わりを見ながら、取りあえず今はこれでいく。国がこういうふうになったから、こういうふうに変更するというようなことで対応していきたいと思えます。

よろしいですね。

川妻委員

ちょっと一点だけ。

高木委員長

はい。

川妻委員

その1つ前にある「事業者は」とありますけど、これはどうなんでしょう。「事業者は」ではなくて、私はこの場合には規模の多いのが2番目に入っているわけですから、「すべての事業者は」と、一農業者であっても、一商店であっても、すべての事業者はこれに努力するというようなことを入れたほうが良いのではないかと思います。

高木委員長

趣旨は、そういう趣旨ですよ。そっちのほうがはっきりしますね。はい、どうぞ。

諏訪委員

補足的に考えると、エネルギー使用量が多い一定規模の事業者が、というところで、括弧をして「県の」ということを入れておいた方が分かりやすいのでしょうか。

高木委員長

県の方は、その上の4のところできっちり書き込んであれば、ここではいらぬんじゃないでしょうか。

諏訪委員

はい、分かりました。

高木委員長

要するにこれから出てくる、4番の県の地球温暖化対策のところ書き込みが足りなかったら、そこで言うていただいてここは特に、とは思いますが。

はい。では、今アだけ。イト、非常に司会をしていて読みにくいのですが、イの(ア)といって、こういうものなのですか。

確かにアイウとかイロハというものを使わないわけではないのですが、どちらかというところちょっとアイウ片仮名が多過ぎるかと思いますが、これがいいというならこれでいいんですけど。

イの(ア)(イ)の部分までで、ちょっと分けて進めたほうがよさそうなので、イの(ア)(イ)の部分で何かございます。要するに2ページ目の下のほうから3ページ目の真ん中辺までなんです。

当然、先ほどの川妻委員からの、24時間営業を行うというところに関して「すべての」という言葉がたぶん入るのかなという気がしますが、「すべての」でいいのかな。病院もそうですよね。

岡本委員

という話もこの間したね。

高木委員長

病院だって、努力義務はしてもらったっていいわけですよ。当然ね。何か、はい。

事務局

いずれこの24時間営業の部分もそうなんです、ある程度定義を定めないと出す方も分からないもので、取りあえずこの24時間営業を行う事業所ということをやっていますが、この辺が病院も入るのか、それともレストランとかコンビニとか、そういったものにするのかというのは、まだ正式には決まっていないのですが、大体皆さんの議論をお聞きすると、コンビニ、スーパー、レストランあたりかなという感じはするので、イメージ的には病院は入るのかなという、24時間営業かなという。

逆に上のほうの事業者という部分で、入ってくるのかなという感じがします。

橋爪委員

言葉尻を取られるような話になってしまいますが、23時間営業だったらこれに入らないとか、変な話にならないようにしなければいけないと、今ちょうどお話を聞いていて思いましたけど、例えば深夜営業を行うとか、我々が言っている議論は何か24時間営業なんだけれど、そういうことにならないようにしておかなければいけないと思いましたね。

高木委員長

23時間50分営業しておいて、10分だけいろいろ が入ればいいのかという話には持っていきたいので、言葉としては、はい。

岡本委員

根本的な疑問でとても恐縮なんです、ここ5の分野別というところに入ってきているわけです。それで幾つかの項目が分野別ということで1、2から7まであるんですか。だから分野別というのは7つに分けてはいるのですが、この分け方が何というか適切かどうかというのは僕はずっと思っているんです。

長野モデルのときには6つの分野別というか、項目立てにしてあって、ちょっと今皆さんのお手元になかないかな、ごく簡単なこのペラの1枚の地球温暖化対策の項目立てのところでは、例えば今の24時間の議論はエネルギー過剰消費社会からの転換という項目の中に入っているんですね。その中で24時間という言葉が出てくれば、今のような議論というのは、エネルギー過剰消費社会からの転換の位置付けなんだということがよく分かるんだけど、事業活動のところですらと出てきちゃうから。

今度は逆に、自動車の部分というのは環境保全と調和する産業構造への転換という項目の中に事業者一般の温室効果ガスの排出なんかが把握されているんですね。だから中身は誰が考えてもこういうメニューになってくるんだけど、編集の仕方というか項目立ての仕方というのを、もうちょっと工夫すると。

つまり県民計画のときには長野県らしい見せ方をしようという編集方針と

いうか、項目立てにこだわった結果、エネルギー過剰社会という項目もあるし、それから一番長野県が温暖化対策をやるのか、大変だなということにならないように、地場産再生可能エネルギーの活用と。長野県には地場産再生可能エネルギーが豊富なんだぞというプライドと希望というか、そういう項目立ての中にバイオマスとか太陽光とかマイクロ水力とかというものが入ってきているという。

やっぱりそういうふうにしていかないと、非常にこれを全部読んでいくと眠くなりそうな、なんと言ったらいいのかわからない網羅していて何の漏れもないんだけど、結局物語も最終的にどう編集するかで読みやすさとか伝わりやすさが変わってきてしまうので、項目立ての工夫が骨子の段階ではどうなんでしょうか。ただ、がちゃがちゃと整理すればいいだけのことなので、漏れていることはないと思うから、ということはずっと思っているながら、せっかくここまで出てきているのにというのもちょっと思っていて、まだ今24時間のことが出たときにエネルギー過剰社会という括りの中だと、それはおのずからどういう意味で言っているのかというようなことが理解されるかというふうに考えました。

高木委員長

最初の長野県は地場産再生可能エネルギーが豊富だというのは、お願いとしてはぜひ川妻委員にお願いした、背景の目的のところでもそういう言葉が入ってくるとうれしいなと思います。

川妻委員

表の項目だけでしょ。

高木委員長

それから岡本委員の今の5の中の項目立てが、という話に関しては、確かに言えば、何とも言えない。分野別で事業者と事業活動と交通と家電製品と、建築物と環境教育とというのは、分野別として「横並びなのか」と言われると、確かにちょっと変わった、違うような気もするんですが、どうでしょうか。

何とも言えないところで、ここをしたらいいよというのがはっきりみんなでもコンセンサスをぽんと得られるのがあればいいんですが。

上條委員

よろしいですか。

高木委員長

はい。

上條委員

ここに地球温暖化対策ということがずらずらと出てきますが、地球温暖化対策というのは、何か定義付けで何かこういうものだということがどこかに出てきますか。それとも所与ものとして法律かなんかで明らかになっているのかな。

それで地球温暖化対策と書いてあるけど、その定義が必要なのかな、あるいは法律で明らかだったらもういらないんだけど、その辺のところはひとつあるんです。

それから5番のところは、たぶん「分野別」のというのは取れると思うんです。

事務局

あるんです。定義はあるんです。

上條委員

法律かなんかにあれば。

事務局

そうなんです、法律にあるんです。

上條委員

法律にあれば、それを引用すればいいのでそれはいらないのですが。

分野別のというのは、たぶん条例になってくれば落ちるんでしょ、これは。分野別のっていうのは、法律用語としては変なものね。ただ、地球温暖化対策という章立ての中でも変は変ですけど、ちょっとここを工夫すれば別にこの分野だけということじゃないと思うので、たぶんこれは落ちると思うんです。

何かもう少し適切な言葉が、全体を括る何か章立ての用語として載っていると思うんですが、それを考えればいいんじゃないかと思うんですが。

高木委員長

はい。では分野別の地球温暖化対策という言葉にはあまりこだわらなくてもいいと。趣旨がきちんと伝わってさえいけば、今の段階では細かいことに気にしないでいいよという言葉をいただいたので、それで進めさせていただきます。

24時間という言葉に関しては何とも言えないわけですし、適切な言葉がなかなかないんですよ。それは県民計画のときにも散々悩んでいるし、例えば夜間営業をという、夜間だけ営業している皆さんはどうなのという、今度逆の議論が出てきてしまって。

上條委員

ちょっとよろしいですか。

例えばですがよくあるのが、「午後11時から午前6時までの間に営業するもの(以下夜間事業者という)」と。今の例えが適切かどうか分かりませんが、そういうようなかたちで、夜営業しているものというようなイメージで括弧して何とか業者として、その後は略称で使っていくと。

24時間営業を行う事業者というのは、ちょっと抜け穴ができそうだから、ちょっとやっぱり用語としては適切でない時間、括り方としては適切じゃないかもしれませんね。

岡本委員

岡本ですが、24時間型という言い方は。

諏訪委員

24時間系。

岡本委員

系ね。

宮本委員

宮本ですが、今言葉のことで申し訳ありませんけど、日中はいいわけですよ。だから長時間といって括弧して、長時間営業、何時間以上とか、そういうことを入れるのは。

高木委員長

やっぱり、いずれにしる難しいんですよ。いろいろな言葉を挙げるのは簡単なのですが。

上條委員

いいですか、すみません。

高木委員長

はい。

上條委員

今、委員長がおっしゃったとおりで、これを示された県民・事業者が、私はこれに該当するだろうかというのが、県民の目から見ても一目瞭然(りょうぜん)に分かるという明白性は必要だと思います。

24時間型でも何でもいいんですが、ここで私の事業は入るのかと。名宛人



である県民がそれを見て一発で分かったら、こういうことが必要なもので、用語はどういう用語でもいいと思うんですが、ただこういう人にはこの条文を適用していくよというそれだけは、一義的に明確にしておく必要があると思います。

高木委員長

はい。だから今ここで、例えば24時間型、24時間がいいとか、24時間型がいいとか、深夜営業がいいとか、遅い時間がいいとか、あまり意味がない議論なので、趣旨は皆さん分かっているわけですから、今の段階ではじゃあ23時間50分の営業にすればいいのだというふうに考えている事業者が仮にいたとしても、それがちゃんと条例になったときにあんたも入っているんだよということが分かるようになっていけばいいので、ということで言葉についてはもっと条例になったときに考えるということで。

上條委員

そういうイメージでいいと思いますね。

高木委員長

そういった人たち、そういった事業のことにに対してはこれでよろしいでしょうか。自販機も入っていることだし。

岡本委員

岡本です。

高木委員長

はい。

岡本委員

今、県民計画の項目立てというのを印刷していただいたので、こんなふうになっていますということです。ですからこの分野別というのは7つに分かれていて、県民計画のほうは6つの項目立てになっているわけですから、全部切り離してもう1回シャッフルして並べ替えればどこかに収まるのかなと思うんです。

どうなんでしょうか。私はこういう項目立ての方が、最終的に条例になったときに、それを条例というのは決まり事だから読みやすいとか見栄えがいいとか、あまり要求されないのかどうか分からないのですが、ただ温暖化防止というのはやっぱり広く誰にでも理解してもらって、普遍的に広まっていくということで考える。

あるいは再三申し上げているように、長野県の県民は長野県らしく暮らすということが実は一番温暖化対策につながることであって、長野県の県民が例えばハワイの人たちのように暮らしたいと思えば、温かくしたり寒くしたりというふうにするわけで、長野県は気候風土に則して生きるということが、太陽光発電を付けたり何かするというよりもライフスタイルということで、長野県のライフスタイルをつらぬく。

その中でエネルギー過剰社会というのは、長野県になじむのだろうかというふうなことを考えてもらうための項目立てという意味で、やはりこちらのほうが分かりやすいのかなというふうに僕は思っていますが、皆さん何かご意見はありますか。

木曾課長

たぶん県民計画のやつが、例えば施策別に分類をかけて横に事業者のいろいろな方がいるような格好のマトリックスになるとすると、県民計画の方は事業計画ごとにまとまった括りできていると思うです。

ただ条例の場合には、誰がやるのかというのがはっきりしなくなると困るので、事業者は例えばこれが地場産エネルギーの利用、豊かな森林資源の活用という

ものがここの事業者の中に入ってくるわけですね。

そういう縦に切るか、横に切るかのやり方だと思うんですが、条例によると、加えてやはり実施自体が誰なのか、何をやっていくのかということが主体になりますので、どちらかというところとそうでないところと分かりにくくなるという意味で、私どもはどちらかというところと横の切り方で切らせてもらったということになっています。

やれる中身は県民計画の中で「じゃあ、この括りでいけば」という話になると、これが例えば一番最初の木質バイオマスエネルギーと出てきたときに、事業者が関わり、県民が関わり、いろいろな者が関わっていくという見方をする、見方の問題ではないかと思えますけど。

高木委員長

はい。

川妻委員

今言われたことに関係するのですが、どうしてもこういう決まり事というか、相手に義務付けたりする場合には、その対象をはっきりさせてそれに課するということをせざるを得ないところの法律の制約というのはあるんですよね。

そういう点だけだとちょっとこの構成が妥当なのかというのが分かりにくいことも、あるいは趣旨が伝わらないということも確かにあるんですが、そこを補うものでは、それぞれのところになぜこれが登場したのかという、さっきの話が出たような趣旨を入れるということと、それから合わせてこの県民条例を、この対策条例が出来上がったときにこれについての説明資料で、この1枚の紙にある県民計画にもあるように、ここの考え方、コンセプトはこういうものであると。それが何条、何条にちりばめられて入っているんだという、全体の位置付けがはっきりするようなことを、必要ならば添付してそれをいろいろなところで使っていくという、そういう方策でやるしかなさそうな気がするんです。

確かにここで出たような6項目、7項目の項目でそれをやるという点もなくはないのですが、これまでそういうことをほとんどやってきていなくて、対象ごとにやってきた条例の作成ということを考えると、ちょっとやむを得ないで説明のときにはこれをもう一度組み直して、この対策の趣旨はこういうところにあるんだということが分かるような、そういう方策で補うということではないでしょうか。

高木委員長

はい。

諏訪委員

県民計画との整合性は、そのようなかたちで対応かなという印象を持つんですけども、あとひとつだけ細かい話で順番なんですけど、5の(4)までは恐らくエネルギー利用、需要のサイドの話だと思うんですが、その次に今度(5)として環境教育がきているというのがちょっと私的に納得がいかないかなと。

もちろん重要な項目なんですけど、需要がきたらその次に供給がくるということで、例えば再生可能エネルギーの利用ということ、供給のサイドの話を持ってきて、廃棄物の発生抑制というのは、これは需要の話かなという気がするんですが、一応供給のあとの話ということで、この廃棄物発生抑制に対する対策がきて、そしてそれに対してそういったことをボトムアップ的に、効果的に動かすというふう環境教育がくるんじゃないかなという、そういう順番のいたします。

川妻委員 ちよっともう一回順番を整理するところをまた。

諏訪委員 順番を整理すると、5の(1)から(4)まではいいんですが、(4)の次に(6)がきて、(7)がきて(5)がくる。

川妻委員 (6)が(4)になって。

諏訪委員 (6)が(5)になって、(7)が(6)になって。

岡本委員 環境教育が一番お尻につく。

高木委員長 そういうことでもいいんですか。

諏訪委員 はい。

高木委員長 たぶんあるいは環境教育は独立させて、実効性の確保の前に6として環境に関する教育みたいなものはいって、7 実効性の確保、8 条例の見直しのほうがもっとすっきりすると。

川妻委員 ああ、そうだね。

高木委員長 ちよっと、これは意見です。その場が出るかなと思ったのですが。ということで、では順番に関して今出た項目立て、明らかに環境教育、環境学習というのは、ちよっとこの中に入れるのは無理がありすぎだと思いますので、できれば5の対策の中から出していただいて6に環境教育等の実施というのが入って、7 実効性の確保、8 条例の見直しと直してください。それでいいですよ。

上條委員 そうですね、それでいいと思います。

高木委員長 どうでしょうか。2時間。4時過ぎには終わるかと思ったのですが。全然甘かった。今日、時間の制限のある方、と言っても5時までぐらいには終わりますが、よろしいですか。

上條委員 私は4時半ぐらいまでで失礼します。

高木委員長 4時半、では4時半ぐらいまでに何とか終わるように頑張るということで、では今、3時10分ですから10分間お休みを取って、その後1時間ぐらいで何とか終わるようにご協力をお願いします。

(休憩)

高木委員長 よろしいでしょうか。では、そろそろ再開をしたいと思います。さっき議論が終わっていたのは、5の分野別のところの(1)の事業活動のアイが一応終わった。イの(イ)の部分、「地域の特性を生かした協定を締結します」のところは、特に意見が出ていたわけですが、ここに関して

はよろしいということで、進めてよろしいですね。

それでは、ウのエネルギー供給事業者のところですか。ここに関してはどうでしょうか。「すべてのエネルギー供給事業者は」というような言葉はまた入るとして、要するにすべてのガソリンスタンドとか、小さなプロパン供給事業者も一応、上の括りには入りますが、「一定以上の規模になる」が下のほうに入る。さっきから言っている導入計画書、実績報告書と別々の書類みたいになっている部分に関しては、一括して分かりやすいようなものに、敷居が低く感じるようなものにするということはいいと思いますが、その程度の修正でよろしいでしょうか。

川妻委員

川妻です。

ここは大きな(1)の事業活動に関する対策ですよ。その趣旨の中に入らなくとも、再生可能エネルギーの、さっき上條さんが言われたような定義とか、内容をはっきりここでもまた言わないといけないし、それを十分言っていくのは、やっぱり長野県らしさをアップする上でも必要だし、もうちょっとこの充実というか、それを考えたらどうかと思いますけれども、このウのエネルギー供給事業者、「エネルギー供給における再生可能エネルギーの導入を推進します」の後にでも、そういう趣旨を入れるか、ちょっとその辺、どうでしょうか。

高木委員長

再生可能エネルギーそのものの言葉は、アの事業者のところ、一番頭のところからずっと入ってきている言葉なので、ここに入れるよりは、もっと(1)の事業活動に係る対策のところか、その下のアの事業者のところか、どっちかのそのあたりで、そういう定義付けが必要なのかなと。

あるいは、言葉の定義集みたいところで定義すればいいと。

諏訪委員

定義集の部分で押さえていただくんですけども、もともとこの骨子(案)というのは、県民に広く理解していただくということを考えると、再生可能エネルギーという言葉が適切なかどうかということもちょっと検討した方がいいかなというような気がします。再生可能エネルギーというと、国の考え方も言ってしまうと、プルサーマルを含む原子力なども再生可能だと主張する方々もいらっしゃいますが、おそらくこの長野県におきましては、自然エネルギーということ、自然エネルギーの中でも大規模水力等はもちろん含まない事例というふう導入されたいということが意図されていると思いますので、分かりやすさを考えた場合に、もしかしたら自然エネルギーという言葉を入れた方がいいのかどうか、ちょっとご検討いただきたいと思います。

高木委員長

おっしゃるとおりなので、県民計画のほうでは地場産再生可能エネルギーという書き方をしているわけですが、地場産再生可能エネルギーがいいのか、再生可能なエネルギーと出ていたけど、自然エネルギーというような言い方がいいのか、それについてはちょっと言葉の定義なので、また今後詰めていくということで進めさせていただきます。

よろしいでしょうか。2番の交通・自動車利用に係る。

木曾課長

私どものほうで、エネルギー供給事業者ということで、ガソリン、要するに化石燃料の供給事業者というもの自身になると、長野県の場合に、ほとんどが県外の事業者になってしまうかなということで、県の条例として定めた場

合に、県の条例というのはやっぱり県域の中にある事業者に対しての有効性はあるんですけども、事業者から卸うんぬんと回ってきた段階で、県内ではほとんどが販売業者というような中で、実質的にエネルギー供給業者に対することができるのかなということが、ちょっと疑問で、私らの議論の中で出てきております。

高木委員長

例えば、電力・ガスに関しては、特に都市ガスに関してはある程度入るんじゃないですか。

木曾課長

都市ガスですと、県ガスが一応長野都市ガスというようなところでやっていますので、一応県内の事業者ということになりますから可能ですが、その場合には、ガス屋さんがどんな格好での再生エネルギーの利用というのを考えられるかという、こちらで考えたのは、バイオマスの発酵によって出るメタンガスなりを自然エネルギーというふうに考えて、それによって負担していくべきというようなことなのか、その辺の技術的な部分が分からなかった部分なので、それと、ガソリン、重油、軽油、灯油につきましては、そういう対象が県内にあるのかということ、非常に。

高木委員長

ガソリンに関しては、もちろん一定規模の規模をどこに設定するかにもよるでしょうけども、かなりが外れてしまう。要するにただの販売業者さんだから、ここにははまらなくなるかもしれないということと言えるわけですね。

だけど、橋爪さんが最初のころからおっしゃっているように、この数字は、だんだんだんだん絞っていくということもあり得るわけですから、取りあえず、少なくとも中部電力さんと、それからガス関係は、ある程度は把握できると。当然ある程度以上の大会社であれば、ほっておいてもある程度は再生可能エネルギーのことは研究はされている訳ですから、取りあえずはそれを出していただくというようなところからスタートしてということだろうと思うので、それで、しょうがないんじゃないですかね。

諏訪さん、何かあります。

諏訪委員

ちょっと質問が練れなかったんですけども、県内で、例えば一番望ましいのは、県内でガスを販売している事業者が、バイオマス、バイオガスなどを販売するというような形になっていけば望ましいわけですね。ですから、この場合も供給事業者なのか、販売事業者なのかというようなことも含めて定義付けを考えていくべきなのかなというような気がいたします。

それから、県内で販売している事業者ということで、例えば、東邦ガスが本社が名古屋にあるから、括りから外れるというようなことがないように、県内で販売している、だから、あなたも対象なんだよというような括りができるのか、ちょっとご検討できないかなと思うんですけど。

高木委員長

それはいいんですよ。

上條委員

県内で販売していれば、本社機能がよその県にあっても、当然この条例を適用させていくと、こういう考え方でしょう。それは、私、前提だと思ったんですけども。

事務局

県内分だけどうやって分類して分けられるかという、1つ、報告書だか、計

画書だかが出ているんだから。

上條委員

県内の販売分だけだったら、分かるんじゃないですかね。パソコンでぱっと出ちゃいますかね。

高木委員長

違う違う、違う。今おっしゃっていたのは、県内の部分についての再生エネルギーの導入計画が立てられるかという意味でおっしゃっていますよね。それは難しいですよ。だけど、少なくとも本社全体としての、例えば、東京ガスがこういうことをやっていますよという計画は出せますよね。

事務局

そういうような感じでやると、RPS法の上乗せになるのか、どうなのか、よく分かりませんが、ただ提出だけの義務、それだけなら別に全部設ける必要もないのかなと。結局、最終的には条例との調整の話になるわけですけども。

高木委員長

だから、中部電力に関しては、RPS法で定められているもので、提出義務のない、要するに、再生可能エネルギーというのはどういうエネルギーなんだと、ごみ発電はどれだけなんだというような明細まで入ったものをよこせと言っているのと、それから、実績報告書というのは、要するに県の中でどれだけ販売しているのか、飯田市にはどれだけ販売しているのかというような、今、飯田市が欲しがっているデータも供給できる形を取りたいから書いたわけですよ、たぶん。

だから、別に、要するに数字上の、事務手続きは多くなるけど、会社に負担はそんなに。人間的な負担はかかるけど、お金として新たな投資をしてくれということではないと思います。もちろん投資していただいて、どんどんバイオマスのガスを販売していただくというようなことはないんですが。

上條委員

だから、事業者の定義規定が最初に来ると思うんですが、県内で事業活動を行う者というふうな、それもまたきちっと議論するべきだと思いますけど、そういうことをこの委員会で前提としながら議論して、言葉はきっちり後で準備すると、これでやらざるを得ない。

高木委員長

それでなかったら、ほとんど入ってこない。

上條委員

それじゃ全くざるだよ。

高木委員長

ざるです。  
よろしいでしょうか。で、交通です。

宮本委員

宮本です。すみません。

交通だけではないんですが、先ほどからちょっとこれが分かりづらいなと思った言葉なんですけれど、交通の一番最初の四角の中ですが、「県民等は」という言葉が何度も出てくるんですが、「県は」というのは分かるんですけども、もう少しいい言葉がないか。

高木委員長

「県民等」の「等」に何が入るかが分からないという意味ですか。事業者も入り、ということですよ。すべてが入るということですね。

事務局 規定に書いていないんですけど、「県民等」というのは、すべての主体を包含した言葉として我々は意識して使っております。

高木委員長 滞在者なんかも入れているという意味でしょう。

事務局 そうですね。そういう関わるものがあれば、です。

高木委員長 ほかに 。

宮本委員 分かっている方は分かっていると思います。

事務局 またその定義は、どこかのところで「以下県民等」というとか、その処理はまた考えさせていただきます。

上條委員 それで、やっぱり言葉が難しいというか、そういう面があるので、やっぱりどこかで定義が必要な言葉をピックアップしてもらって、こんなイメージだということをちょっと一覧表か何かの形で出してもらって、それを議論したほうがいいのかもかもしれません。もうそういう段階に来ているのかもかもしれませんね。

高木委員長 いかがでしょうか、交通のところは。  
はい、どうぞ。

橋爪委員 橋爪です。  
3ページの一番下なんですけれども、「事業所は、従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出を抑制する」というふうにあるんですけど、もう少し積極的な意味で、「把握し、抑制に努める」という、要は、通勤費等からたぶん排出の推測ができると思いますので、これだと排出を抑制する、むしろ少しこの前の話では、計画、もう少し変な話、自分の首を締めるようではないんですけども、大きい事業所は排出計画を出して、その抑制をうんぬんというような話だったような気がしたので、もう少し積極的な言葉でいいんじゃないかなと思いますけれども。

高木委員長 実は今、橋爪さんがおっしゃったのは、私が午前中にちょっと地球環境課と打ち合わせたときに、私が唯一、「これはそうなの」というふうに聞いたところございまして、資料1のほうを見ていただくと、運輸部門のマイカー通勤の削減で、「一定要件以上の事業所は、従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、計画書、実績報告書を作成、提出、公表する」とあったのが、ここになっているんですね。  
つまり、「一定要件以上」という部分の、要するに「すべての事業所は」でくくられてしまっていて、後ろが抜けてしまったので、今たぶん橋爪さんがそういうふうにおっしゃった。橋爪さんのところは、間違いなくすべてじゃなくて、一定要件以上に入ってしまうんですが、ここに関しての、私に対してのご説明は一応受けたんですが、もう一度、今のご意見があるので。

橋爪委員 ここはもうひとつ、そういうのを課す代わりに、もう少し労災要件だとか、いろんなことを見直して、やっぱり相乗りだとか、そういうものをする社会に変えていこうというような意図があったと思うので、もう少しやっぱりここは

積極的な形のほうが私はいいと思うし、もう1点は、そういうところについても、県を含んで、やはり踏み込んでいくんだということの意思が表れていたほうがいいんじゃないかなと思いますけどね。

高木委員長

単に事業所が勝手にやるんじゃないで、県が、市町村がと本当は言いたいところだけど、県がそれを、要するに、マイカー通勤削減ができるようなバックアップ体制をちゃんともっとやっていくんだよということを書き込めということですね。

橋爪委員

そうです。労災等の認定等について、やはり企業だけではなくて、長野県下、変な話をすれば、これは非常に重要なことだと思うんです。長野県からそういうふうに労災要件を変えて、相乗りをしてください。これこそ長野県の発信に私はなると思うので、むしろやっぱり積極的にそこに取り組んでいくんだというように形で言えば、少し変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。何とも言い難いですけどね。

川妻委員

ちょっと似たような趣旨で。川妻です。  
この交通・自動車利用に係る対策のところも趣旨が入って、もう少し、と温暖化の関係、なぜ取り組む必要があるかということを入れるということになっていますよね。そこら辺が充実すればよいとは思いますが、どこに入れるかは別にして、前回の議論のときに、自動車から公共交通機関あるいは自転車への利用転換というのは十分大事なことですけれども、ただこれだけではなくて、やはり公共交通機関の充実、整備というものが、進めるということが片一方でないとならないわけで、この間の交通政策課の方では、長野県でも公共交通活性化協議会がすでに一応できていて、それをさらに地域の協議会をつくって、住民も参加して公共交通の充実化を図っていくというふうな、そういうことが言われているので、それを趣旨のところに入れるか、あるいは、このアのところで言うと、「自動車から公共機関への利用を図ります。県は、そのため公共交通の整備、充実に努めます」とかいうふうな、そういう文言をここの中に入れておくと、そっちの方向へ進めようとしているんだということが分かっていいと思うんですけど、ただ転換と言ったって、これだけではないんでしょけれども、ちょっと分かりづらいというか、趣旨が伝わらないと思います。

高木委員長

たぶん趣旨のところを書くのが一番いいのではないかなというふうに思いますので、ただ、要するに事業者に対してとか、マイカー通勤をしている従業員が通勤しにくくなる、ただ締め付けるだけではなくて、公共交通のバックアップ、労災の認定、それから、TDMの推進、いろんな形で、要するに移動しやすいまちづくりみたいなことを県としてもバックアップしていくんだよと、市町村は書きませんから、バックアップしていくんだよということで、が趣旨に入った上で、一定以上のというようなことで、それは義務付けで、橋爪さん、よろしいんですね。

橋爪委員

義務付けて・・・。

川妻委員

義務付けて、どこのこと。



高木委員長	マイカー通勤削減でいって。あ、努力義務ですね。
上條委員	努力義務になっていますね、これ。努力義務ですね。
橋爪委員	努力義務でいいんじゃないですか。やっぱりそれは、また最後に出てくるんですけど、やっぱりそういうことに協力している会社だとか、事業所だよという、そういうところであれするという形の方がいいと思いますけどね。
高木委員長	<p>じゃ、そういうことで、努力義務です。すみません。口が滑りました。</p> <p>(2)のイのところ、<b>「すべての事業所は」</b>の後に、<b>「一定要件以上の」</b>というので、もうちょっと計画を出しなさいということが入ってくるということです。それから、もちろん趣旨のところも書き込むということです。</p> <p>あとはいかがでしょうか。ウ、エ、オ。よろしいでしょうか。できれば、あと15分か20分ぐらいでこの話は終わりにして、今後のスケジュールの話の時間を取りたいので、よろしいでしょうか。</p> <p>じゃ、(3)です。(3)のところにも趣旨が入ります。何で家電製品がここで取り上げられているのかという話です。その後で、この販売業者。ここで、例えば、<b>「すべての県民等は、エネルギー消費の少ない家電製品を購入、使用する」</b>という努力義務が入ってもいいような気もしますが、家電販売業者だけではなくて、ないんですか。自動車のところには入っているんですが。</p>
川妻委員	家電製品でね。
上條委員	入れますかね。
川妻委員	入れてほしくはないんですけど。
橋爪委員	これは、両方を同じにしないでいいね。そうでしょう。
高木委員長	そら、そうだよ。一緒にしないといけないよ。販売している人たちだけという話じゃないですよ。
川妻委員	それじゃなきゃ成り立たないですから。お客さんがなってくれなきゃ。
高木委員長	だから、自動車のところのエの、 <b>「県民等は、こういうものを購入、使用する」</b> というのと、オの <b>「自動車を販売する業者は」</b> というのが対になっている形のほうが本当は望ましいような気がするんですけど。問題ないですね、別に入れても。
上條委員	おかしくないよ。
事務局	<p>おかしくはないんですが、主体のところ、一応、<b>「他の主体が実施する」</b>という、1ページのところです。地球温暖化対策に協力するというので、包括的に責務をうたっているんで、個別にうたう必要もないという意見もあるのかなと思って。</p> <p>ただ、一部、車のところで、4ページの真ん中よりやや上のところに、自動車使用のところで、<b>「県民等は」という、購入、使用すると個別に言っているところ</b></p>

るもあるものですから、みんなすべからく言ったほうがいいというお話であれば、くどいようではあるんですが、言っていくという形でも結構だと思います。

高木委員長

くどいけど、分かりやすいのと、シンプルでちょっと分かりにくいのと、どっちがいいですか。

川妻委員

ここは言ったほうがいいでしょう。

上條委員

例えば、すべて買うときは、やっぱりそういうものを買えというような方が、一般的、抽象的にして前のほうに持っていったらという可能性もあるんですかね。自動車と家電製品以外にもいろいろ考えられますでしょうかね。

高木委員長

本当はだから、住宅なんかも。

上條委員

住宅なんかも本当は。場合によっては購入するときには、そういうCO<sub>2</sub>の排出の少ないようなものにしなさいというようなことも大きな項目でうたって、自動車と家電製品と家だけという、あとはいいんだねというのも変だから、どうなんですかね、その辺は。

川妻委員

主体のここに入れるわけね。

上條委員

それはどの辺に入れるかは分かりませんがね。

川妻委員

ここに細かく入れるとちょっと。

上條委員

そこにそれだけ入るというのも変ですしね。私が言っているのは、自動車と家電製品だけこういうようにすればいいんですねというの、ちょっとちぐはぐだと思うんですよね。それをちょっと言いたかったものですから。

高木委員長

どうでしょうか。元の2の各主体の責務の県民のところ、そういうふうには、何かを購入するときには省エネ型のもを購入しなさいと書くのか、それとも、自動車と家電製品と建築物みたいなものの、エネルギーの大きいものだけあえて書くのか。

川妻委員

購入者に説明すると書いてあるから、かえってここに県民が入った方が。

上條委員

いいのかな。

橋爪委員

口幅ったいことなんですけれども、値段よりもライフサイクルで、少し高くてもというか、どういう表現をすればいいのかわからない。値段がちょっと高いんだけれども、10年使えば、いわゆる電気代も安くなる、そういう形でいろいろ説明がされているので、そういうような観点から商品を見るといいか、要は、ただ単にそのときの値段だけ、どういうふうには書けばいいのかわかりませんが、値段ではなくて、ライフサイクルを見て、やはり温暖化が少ないものを買うというようなイメージのことを、そういうようなことを書けるといいなと思ったんだけど、言っているうちに、だんだんだんだん難しいなと思うようになったんですけど。

- 高木委員長 省エネラベルというのはそこまで考えてはいない。
- 橋爪委員 いや、いますね。何年すると電気代も安くなって、少しだけ値段が高くて安いのという、そういう表示が出ていますね。
- 高木委員長 だから、例えば、それを使うという手はありますよね。
- 岡本委員 そういうことなんでしょうけれども、それが、今の日本の社会というのは、毎年毎年、より性能のいいものが出てくるというような世の中を改めてもらわないと、毎年買い替えなければならないということになってくると、ごみの問題との整合性が取れないし、僕なんかは結構強気なことを言ってきたんだけど、ここの項目に関しては、中古車しか乗ったことのない人間だから、「実現できない努力義務だな」なんて思っちゃうし、だから、そこら辺のところというのは、エネルギーペイバックって、太陽光発電なんかの場合にも問題にするんだけど、太陽光発電をつくるのにエネルギーを使うでしょうと。そのエネルギーを、いったい太陽光発電で発電したエネルギーの何年分で回収できるんですかというふうなことが問題になりますよね。
- だから、そう安易に言えないというか、3年前の冷蔵庫をどうすべきかとか、じゃ、4年前はどうなのかとか、今買ったやつは何年まで使ったらいいのかというようなことが、きちんと数値化されていないですよ。数値化されていない以上に、やっぱりごみはもうこれ以上増やしたらいけないんだというところから考えると、なるべく大事に長く使いなさいということもとても大切なことだし。
- 橋爪委員 長く使った方が絶対にいいですね。CO<sub>2</sub>は少ないと思いますよ。だから、我々もそうなんですけど、物を作るときのCO<sub>2</sub>と使っていただくときのCO<sub>2</sub>というふうな、両方を出していくという形で、たぶんこれからはそうなるんじゃないんですかね。
- 今、経済産業省でエコリーフという形で出しているデータがあるんですよ。それ、電機メーカーは結構それでLCA(ライフサイクルアセスメント)という形で、ライフサイクルでどのくらいCO<sub>2</sub>が排出されるかというデータを出していますので、そこまでいろいろ言うとなんなんですが、それでやると、長く使ったほうがいいということになりますよ。どんどん替えるというのはやはりということになりますよね。
- 高木委員長 どうでしょう。ここの(3)の家電製品等に関しては、私が変なことを言ったのは、まったくもめないところでもめ始めたんですが、「すべての県民」というのを入れるか、入れないかという話だろうと思いますが、そこでは入れずに、趣旨のところを書いておくという手もあるので、そんなようなところで対応しますか。
- 川妻委員 ここで入れると、省エネでどんどん買えという、推進するというだけじゃないからね。
- 高木委員長 じゃ、(3)はいいとして、(4)建築物に係る対策ですが、一応すべての建築物に関して少し考えてよというお話と、一定以上はちゃんとやれよという

話になっているわけですが。

木曾課長

すみません。一定規模以上の建築物の関係で、省エネ法で届け出とか、その辺があるという話は、この前、建築管理課の方でも話があったとおりです。この一定規模というのを、長野県の条例として裾下げる部分があるとすれば、それはそれで1つのメリットという部分があるんですが、そのほかの部分で、県産材の利用とか、屋上緑化とか、再生可能エネルギー利用とかというものを届け出させるに当たって、一定の基準なり何なりがない中で、ただ届け出させても、やっているよというだけのものになってしまって、県は受け取るだけというような格好になってしまうのだけれども、それって意味あるのということをちょっと言われております。

ご検討願えれば有り難く思いますけれども、かといって、屋上緑化が、どのぐらいの部分でヒートアイランドに貢献しているか何とかという数値的なデータがないので、非常に基準というものが示しづらい。壁面緑化がそうですし、またもうひとつ、県産材利用についても、どこでどういうふうに見分けて、どういうふうにとっちの方向に業者が引っ張っていけるのかという部分がありまして、ご検討願えればというふうに思います。

高木委員長

いかがでしょうか。

上條委員

よろしいですか、すみません。

確かに今おっしゃったように、では直接、何かに効果に結び付くかということ、そういう疑問もないとはいえないのですが、ただ、公表というのは人の目に触れると。その結果、誰かから何か言われるかもしれないという圧迫感があるのです。こういうことで裁判が公開されているということなのですが、ものが公開されることによってやっぱり緊張感というか、そういう最低の面はあるので、公表して誰でも見られますよと、こういう状態を置くだけでも効果があると思いますけどね。あの会社は県産材をたくさん使っているから、やっぱり利用しようねと、こういうことになればもっといいわけですけどね。私は意味があると思います。

川妻委員

はい。

高木委員長

はい、どうぞ。

川妻委員

川妻です。

私も意味があると思いますけれども、ただし、私も前からここをちょっと気に掛かったのですけれども、環境配慮計画というのは、どういう計画書を立たせるかと。その根拠なり、実現性なり、調達なり、いろいろな面ですね。これは、今すぐちょっと答えが出ないと思うんですよね、数字としては。

要は、なるべく早くこれらの建築物に関する温暖化ガスとの関係で、県がガイドラインみたいなのをつくって、それで全体として誘導して県内における建築物については、県産材が実際にはこれだけあるので、設計段階でどのぐらい使えるのかどうかということをちゃんと検討させるとか、それからエネルギーについてはどうかという、それからかなり大きな屋上を造る場合には、そのことについて緑化対策がどの程度できるのかというふうなことを、きちんとこの行政指導でできるといいんですよね、今、最初はね。

それでだんだん実績を上げてくると、それを一つの義務付けにするということになると思うのです。それは、かなり建築と環境について分かっている専門家の協力を得て、そういうガイドラインなり指針をつくって、そこにだんだん沿わせるということになるのではないのでしょうか。

私、こういうふうに書かれたので、今の段階で、それらしいもので環境配慮計画ができていけば望ましいのですけれども、そこが今すぐできるかどうかというところは、ちょっと私だけでは判断できないので、今のご説明ですと、現段階ではそれがきちんとは成立していないというか、できないというお話ですよ。その辺をちょっと検討する必要があると思いますけれども。

実情に即してやらないと、出せといっても、計画書ができなければ出させられないんですよ。環境配慮計画。この辺どうでしょうか。それは高木さんの専門。

高木委員長

少なくとも屋上緑化に関して、例えば、今の仕様があって、その上に屋上緑化をすることによって、どのぐらいの省エネができますよというシミュレーションの計算はできます。それはできます。

ただし、それは建物一戸一戸に対しての計算になりますので、相当大変な、だから長野県で建てられるすべての建物を、「じゃあ、おまえのところで全部やれ」と言われたら、ちょっとうちはパンクしてしまう話です。ですから、単にソフトの問題だけです。

ソフトウエアを買って計算するというだけの話ですので、最終的にそれがどういう効果があるのというのは、もうちょっとやってやれないことはないと思うので、それを作っておいて、こういうものを出させておくことによって、だんだんだんだんと、じゃあこのぐらいの、先ほどおっしゃったガイドラインをここにしたらいいという資料にもなっていくのかなという気はするのですけれども、いかがでしょうか。

上條委員

なるほどな。

諏訪委員

こちらの温室効果ガス排出量ということで、やはりデータを出すような文言に、今はなっているのですけれども、温室効果対策というぐらいにしておけば、今、委員長がおっしゃったようなデータレベルまではいかない、少しぼやっとしたあたりで、ただし対策として前に進むことはできるのかなというような私は思っております。

あともう1点、県産材については、例えば岩手県などでは、森林に関する評価委員のようなものが、県産材証明というのを出していると思うのですけれども、同じようなスキルが、長野県で可能であったり、もうなさっていらっしゃるのかといったのかというのが、お伺いしたいのですが。

建築管理課

建築管理課の久保田と申します。ちょっと時間をいただきまして、今の件と、ちょっと質問をさせていただきたいのですけれども。

県産材等につきましては、県では、今も強力に使っていただけるようにということで進めておりまして、ただそれと今回の温暖化が、どのように寄与するかというのが、例えば自然エネルギーですと何となくイメージ的にも分かるのですけれども、緑化とかということも分かるのですが、県産材を使うことで温室効果ガスの排出の削減に、どのように結び付くかというのが何となくちょっと分かりづらいといえますか、どういうふうにとらえたらいいかというのは、

正直分からないということがありまして、それをちょっと質問させていただきたいということと。

もう1点、先ほどおっしゃられましたように、県産材につきましても、証明といいますが、県産材であるという証明は出るように、そういうシステムになっていますので、それは可能だと思います。

高木委員長

県産材を使うことによって、温暖化対策になるというのは、要するに森の整備にかかわってくるという。

建築管理課

間接的にということですか。

高木委員長

そうです。はい、そうです。

岡本委員

あともうひとつ、あれですね。建築材が地元で採れることによって、運搬にかかわるエネルギーが。

高木委員長

そうですね、ウッドマイレージの問題と。

岡本委員

はい、ウッドマイレージの問題があると思います。

そういう言い方よりも、むしろ森林整備という言葉、どんな時代にも、どんなあれでもやらなければならないことだし、長野県においても、一貫して森林整備をしなければならないというかたちで、ずっと努力をされてきたと思うのですが、それがなかなか世の中の理解が得られなかった時代があって、つまり材木を売ってなんぼというだけのところから、いわば温暖化対策にも貢献するんだよということは、森の整備に対する応援というか、エールというか、そういうふうな受け止め方をさせていただきながら、本来の森林整備をという目的を達成してもらえればいいのかなというふうに思っています。

川妻委員

はい。ちょっとだけ。

高木委員長

はい。なるべく。

川妻委員

ええ、短く。

高木委員長

はい。

川妻委員

すでに諏訪さんと、それから高木委員長も言われたので、ここはどうでしょうかね、具体的に修正するとすれば、この温暖化対策を進めるために、これらの項目を含む環境配慮計画を、大規模な建築物を建てる場合には、建築主は提出するというふうな、この量の問題よりも対策を、規模が大きいから影響が大きいから、立ててくれと。項目としては、こういう件について、県産材がどこまでできるか、再生利用、緑化その他で、もう少し細かいいえば、高木さんの専門なので、少しガイドラインを作って、それに沿わせて配慮計画をとにかく出してもらうと。その実績を積み上げてさらに充実化させるというふうなことでやったらどうかと。これ、量で、どのくらいこれで排出がどのくらい減らせるかというふうにやると、ちょっと煩雑すぎてできないと思うのです。

高木委員長      ということで、よろしいでしょうか。一応、この委員会としては、この項目に関しては、どういう言葉が適切かというのはともかく、とにかく一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主に対しては、温暖化対策を考えなさいと。どんなことをしたのかは、とにかく出してくれということは義務付けたいと。

                    新築なので、本当は建った後でも、実質的な温室効果ガスの排出量の報告というのが、あったほうがいいのかもかもしれませんけどね。

                    一戸一戸の建物が、どのくらいエネルギーを消費しているのかというデータというのは、今後の省エネ対策をする上でも非常に重要な柱になっていくわけで、それが一定以上の規模の建物から出てきているのと、建ってしまえば、もうおしまいというのは随分違うような気もしますが、それができるかどうかちょっと。

川妻委員            対策したからどのくらい減らせるという数字までちゃんと出せというとな、それはかなり難しいでしょう。

高木委員長         それは難しい。だから新築時には対策を出させて、しゅん工後は、電気・ガス・重油なんかの、要するにそういったもののエネルギー消費量を提示させるということができると本当はいいのかなとは思いますが。

川妻委員            それは建築主ではなくて事業主でしょう。そういうふうに稼働してしまうと。だから建てたときの。

上條委員            建築主。

川妻委員            同じであれば、建築主というのは事業者か。

高木委員長         建築主って施主ですよ。

川妻委員            施主だよ。

上條委員            事業者。

高木委員長         施主のものだから、やはり施主が出すのが一番いいのではないですかね。

川妻委員            だから事業者ですよ、施主は。

高木委員長         だから、そこに例えば。

上條委員            多分、実質事業者という意味でしょう。

高木委員長         だから、そこに全部レンタルでどこかに貸しているとしたら、そのレンタルしているところから提出してもらってというかたちにはなるかもしれない。責任の所在としては、施主が持っているのが一番、権利を持っている人が一番いいのではないですか。というか、それは可能ですか。

橋爪委員            不可能じゃないですか。

- 事務局                    というのは、例えばマンションとか、区分所有権、分譲している場合がありますから、そうすると建築主でもありませんから、個人が全部出せという話になりますので。長野県下、何戸あるでしょうか。100ぐらいあるので、実質的には不可能だと思います。
- 橋爪委員                いずれにしろ、私も不可能だと思います。というのは、新築のところだけから、そういうデータを出すという、ちょっとまた変な話になってしまいますので、やはりデータを出すというのは、先ほどの最初の事業者に対するものだけでいいのではないですかね。
- 川妻委員                はい、分かりました。では取り下げます。  
ここににあるもので、そのものを生かしていくと。それ以上のことはほかに付け加えないということで。
- 川妻委員                温暖化対策というふうにして。
- 高木委員長             はい。  
温室効果ガスの排出量に関するということになると難しいので、それは、温暖化対策に関する環境配慮計画というような書き方を、はい。
- 諏訪委員                今のまとめを含めば、異論はございません。  
ただ、その前の部分にもかかわるのですけれども、その前の部分で、環境性能について、例えば省エネルギーとあるのですけれども、こちらの例えば建築物の新築・改築という、今度、個人の施主も関わってくるので、省エネ対策というふうを書く、その中の部分に、おそらく断熱ですとか、そういった言葉も入れたほうが分かりやすいのかなと思いました。  
それから県産材再生可能エネルギー利用、屋上緑化に関する項目。これにプラスして、やはりこちらにも断熱という項目が含まれたほうが分かりやすいのかなと思います。
- 高木委員長             はい。屋上緑化するよりも断熱するほうがずっと効果が高いので、その断熱というような言葉が分かりやすくするために入れてほしいという意見ですが、それは特に問題ないでしょうから、それはぜひ入れていただくということで。  
ちょっと4時10分ぐらいまでに、4時10分になってしまいます。もうちょっとですので、環境教育に関する部分。ここは、さっき申し上げたように、この部分から外して、この大きな四角の外に出して6の所に入れるのですが、それはそれとして、ここはどうでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは6番、再生可能エネルギーの利用に関する。
- 上條委員                ここにも趣旨が入りますよね。
- 高木委員長             入ります。趣旨は、括弧。括弧の中には、すべての括弧と、すべての括弧のない大きな数字の所には入っていくと。分量のほうはあまり多くないと思いますが、入るということで、それはこちらのほうでも考えさせていただきますが、再生可能エネルギーの利用に関する対策というところで。



はい、どうぞ。

橋爪委員

もう少しこれ、積極的に書いたほうがいいのではないかなというふうに思います。

これ、どういうふうになればいいかわかりませんが、県は、新しい再生可能エネルギーの導入に関し、いろいろな研究機関に助成をしながら何するかとか、何かやはり拡大するためのことを、精神論ではなくて、もう少し県が物質的な面でバックアップするような表現を入れたほうがいいと思いますけれども、やはりここら辺は、そんなふうにしていきたいところではないかなと。県民計画のほうでも、地場産自然エネルギーというようなことを使っていますので、ぜひこの辺の所は長野県のそういうものをバイオマスなり何なりというかたちで、ぜひ何とか、新しいかたちのものをつくっていったらと思いますけどね。

諏訪委員

今の橋爪委員の意見に賛成です。県が率先して、いろいろと研究を助成するようなことを、またそれを物質的に支援するというような、そういう意図も含めまして、前回の議論を踏まえて、資料1のほうの再生可能エネルギーの括りの中の3項目めの一番下の対策部分で、県民、事業者等の再生可能エネルギーを導入するために必要な情報提供・財政支援を行うという項目を入れていただいたので、むしろ、こちらの部分を物質的な支援ということで、このことに向けていくということはあるのかなというような気はいたします。

それから、もし、今の橋爪委員の意見を、さらに延長するのであれば、県は率先して再生可能エネルギーを導入・活用するという、これを努力義務ではなくて義務にしようという、そういうことも検討してみたのかなというような考えは持っております。

岡本委員

はい。

高木委員長

はい。

岡本委員

この前の委員会のときにちょっとお話をして、実は今回、昨日松本さんのほうから資料を出していただいたのですけれども、ひとつ手短かに参考にお話をさせていただきたいと思います。

調べていただいたのは、前回、諏訪委員さんのほうから、岩手の森の税金の話が出ていて、あれは高知県が発案して、とても運用がしやすいのと理解が得られるということで、各県に普及が始まっていると。岩手でやり、長野県でも検討しているという意味で、やはりそういった実際に使える仕組みを考えていく。それを長野県から発信していかなれないかなということで、長野県に自動車税を払っている、つまり軽自動車は市町村の扱いだけれども、普通車以上は県税という括りになっているわけですから、温暖化対策の中で車の排出量が多いということ考えた場合に、つましく軽自動車に乗っている人はよしとして、県税を払っている人のところに、森林税と同じように、例えば一律1,000円とか、ちょっと雑ばくな数字の把握ということであれしたのですけれども、大ざっぱに乗用車とかバスとか特殊車両などを含めて、長野県で100万台というふうなお答えをいただいています。100万台のところは単価1,000円ずついただく10億円の資金が出てくるということですね。

それともうひとつ、これをこういうふうに使おうという話ではないのですけれども、こういうふう率先してやるんだ、やるんだと書いてあって、実際に進

んでいないということをどういうふうに手当てしていくかというときに、一番關心なのはやはり財源ということで、これも財源と書けば財源が出てくるわけではないから、具体的に手当をします。これは予算要求をしても通らないというケースもいっぱいあるわけなので、独自の財源を確保するという意味で、先ほどの方式で10億ぐらいが確保できれば、例えば長野県の高等学校ですとか、養護学校も含めて109校でしたか、数字が出ております。

これを100としても、今、小諸市で進めている小・中学校の太陽光発電というのは、NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)の50%補助をいただいて、実質、市の負担は、1校当たり400万円ぐらいでやっております。長野県が諏訪二葉高校にやったときには、1,500万円ぐらい掛かっていて、どうもそれがベースになっていて、高くてもできないという話になっているわけです。

それが変わりに500万円ですとすれば、100校やっても5億円ですから、この税金でお金を手当したとすれば、1年分の50%の資金で県内すべての高等学校や養護学校に10キロワットの太陽光発電が付くということが目に見えるわけです。ですからやはり、それは条例などでということではないのでしょうか。でも、そういう後ろ盾があるよという意味と意気込みで、この辺をもう少し具体的に県が率先してやっていくと。その準備もあるよというふうなことを書き込めればなと思います。

高木委員長

趣旨のところは書くので、さらに「県民等は」の方は、あまり問題ないみたいですが、「県は」というところでは、もうちょっと具体的なことも含めて文章をもう一度考えていくということではよろしいでしょうか。今、最終的なあれはできないので。

努力義務になったのは、実は、市町村が絡んでいたもので、努力義務になっていたはずなのです。ですから、これは県に対しては、県が自らを義務付けるという手はないわけではない。ただ、義務付けるといっても、できないものはできないわけですから、努力義務と義務付けの違いは何なのと言われると、大してあまりないことはないのですが、県の方に関してもう一度、これではあまりになかなか簡単すぎるので、少し書き直しをするということで進めるということではよろしいでしょうか。

はい、7番の廃棄物です。

諏訪委員

ちょっとすいません。

高木委員長

はい、どうぞ。

諏訪委員

森林の分に関しては、森林づくり条例で対応するというので、一応の理解はしてきているのですが、この条例骨子(案)を見た方には、それは伝わらないと思いますので、どういう書き方がよく分かりませんが、何らかのかたちで明記すべきではないかと思っております。

高木委員長

はい。場合によっては趣旨のところでは、森林づくり条例との関わりとか、それが最終的に条例に乗っかるときにどうなるかは、また別としてね。

要するに森林については、一切このことは、我々は関係ないんだよと言っているのではなくて、森林はすごく大事だけれども、ほかにこういう条例があるから、それについてはここでは触れなくてもいいんだよということを書けとい

うことですよ。

上條委員

そうですね。

高木委員長

はい。それはコンセンサスを得ていると思いますので、7番の廃棄物に関してですが。

川妻委員

はい。

高木委員長

どうぞ。

川妻委員

川妻です。

趣旨のところに書いていただければと思うのですが、これは県の廃棄物処理計画やそれから今、この間、検討してきた廃棄物条例の中にも示されているように発生抑制と再利用、再生利用なのですけれども、そういうことをとおしてできるだけ早くごみを焼却する、埋め立てするということから転換を図っていくという方向が、その中に示す必要があると思うのです。

これは市町村もこのことで財政負担が多くあり、立地に苦しみ困っているわけですから、なるべく早くそういう方向へ進めるといのが入れば、協働してこれに取り組むということになっていくのではないかなというふうに思いますので、県が市町村とともに発生抑制を促進し、ごみの焼却、あるいは埋め立てをこのまま続けるのではなくてそこから転換していくというふうなことが、温暖化対策との関係で見ても必要なのではないかなというふうには考えています。

高木委員長

はい。今言ったようなことを、趣旨の中に、今度は廃棄物条例との関わりが出てくるので、それとのかかわりを考えながら入れると。さっきの再生可能のところでも、森づくりの方でもそうでしたけれども、ということによろしいですね。

あとはよろしいですか。そうしたら、実効性の確保のところに行きます。実効性の確保というところではいかがでしょうか。

川妻委員

川妻です。文言上ですけれども、社会や、これは市場でということですよ。これは、ね。

高木委員長

はい。

川妻委員

これは、このままずっと社会、市場でというふうに、社会が出て市場でというふうに読めればいいのですけれどもね、さっきの話でも、ちょっと工夫が必要ではないかなというふうな。

高木委員長

市場でって、必要ですか。

上條委員

やっぱり何というか家電製品業者が一生懸命やっている。多分、市場というのは、念頭に置いているのは、家電業者がここは一生懸命やっている。こっちもやってねと。ここは表彰して、市場（イチバ）っていうか。

高木委員長 市場の中でいう。

上條委員 市場の中で、この業者は優良業者ですよというような、そういうことを念頭に置いて市場という言葉を使ったのではないかと私は理解したのですが。

高木委員長 市場（イチバ）とは読まないでしょう。

川妻委員 分からないよ、おれ、ちょっと。市場（イチバ）がどうして出てくるのか。

上條委員 私は、そう理解したのですけどね。

高木委員長 では、経済市場でと書いたら、もっとはっきりします。

上條委員 そっちのほうが・・・。

橋爪委員 いや、これはでしょう。私は、社会と市場というのは、社会とは一般的な話、交流で、市場というのは、やっぱり買うときに評価をするということで、変な話をすれば、省エネ策を一生懸命やったメーカーのものを長野県に来れば、販売店がよく分かって説明して、たくさん売れるよというような話の市場かなという、そういうふうに思ったので。

高木委員長 だったら市場でいいと。

橋爪委員 ええ。

川妻委員 流通市場とか。流通といわなくても、ただの市場。

上條委員 市場って、まあ。

高木委員長 では、一応このままで。割とそこらも問題ないというないというご意見が多いので、あとはいかがでしょうか。

川妻委員 実効性の確保と。

高木委員長 第三者機関になっているのは、ここで入るのかもしれない。

川妻委員 実効性だとね。最初のところじゃなくて。計画との話じゃなくて、実効性の確保でしょう。

高木委員長 条例の基づき、地球温暖化対策の効果を第三者機関によって評価を行い、それを公表するみたいな文章をここに入れたらいかがということですよ。よろしいですか。

橋爪委員 ちょっといいですか、違う話ですが。

高木委員長 はい。

橋爪委員

実効性というか支援というか、いろいろの温暖化対策をやりたいときにどこに相談をしたらいいかとか、そういう話を情報を持っているところ。温暖化防止活動推進センター、教育のところにはしか出てきていないのですが、この辺のところには例えば建築するときには外断熱の方がこうだよとか、いろいろな情報を集めるようにして、そういう情報提供をする、そういう支援するところがあるよという、それはどこだよと。どこに聞けば教えてくれるよと。そこで答えるだけじゃなくて、そこが分からなければ、こういうところにいけばもっと詳しい状況が得られるよとか、そういうことを入れたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

高木委員長

はい。例えば県は、温暖化防止センター等を通じて、その支援を行うみたいなことをもうちょっと具体的に書いていくということだね。それはよろしいですよね。

川妻委員

この項目の中にでしょ。

高木委員長

実効性の確保の中にね。  
何かありますか、いいですか。

木曾課長

2ページの4の4番目の中に、ちょっと漠然として書いてしまっているのですが、これをどこまでのレベルで書き込むかということなのかなと思ったのですが。

高木委員長

このところに温暖化防止センターと協働して、みたいなことが入ってくれば、それで済むんじゃないかという今のご意見ですよ。

上條委員

いいですか。

高木委員長

はい、どうぞ。

上條委員

4は割と概括的な部分だから、ここで組織のことを書いたらちょっとちぐはぐになるので、やっぱり後ろの方で長野県は何とか何とかセンターを設ける。その組織はかくかくしかじかとすると。その取り扱い業務は以下のとおりとする。1、2、3、4、5とか、こういうような組織論みたいなのをここで入れた方がいいと思いますね。それはやっぱり4のところでは入らない項目だと思いますけど。

高木委員長

やっぱりこの6の実効性の確保のところ、それを書いたほうがいいという今のご意見です。

上條委員

そのための組織ですね。組織づくり。

川妻委員

一般的にここで情報提供ということにすると、何かホームページで情報が流れてくるんだとか、広報に出ているんだなという程度なんだけど、やっぱりこれはかなりいろいろな事業者にとっては、これ自体大変なことなので、さっき橋爪さんが言った趣旨をもう少し詳しくすれば、一般の一県民でも小さな事業

者でも、いろいろな全分野にわたって、どうやったらいいのかわからないいろいろな相談に応じますよと、情報も提供してくれますよという、そういうことがこの中にしっかり書いてあって、突き放されるんじゃないかと、一緒になってこのことに取り組むんだということが、もっと実効性の確保という、このくりがちょっとどうかという、それだけ。

実効性じゃなくて、そのための支援というか、そういうことが入ると、これはもう長期の取り組みでもあるので、そういう体制でやるんだという、そういう条例の方がいいと思うんです。

諏訪委員

全体の趣旨には皆さんと大変賛同するのですが、実効性の確保という関わりに、法的に考えた場合にこれはもともとは罰則ですとか、そういった法律としての実効性を担保する、そういったものがこの実効性のとらえなのではないかないうふうに理解していますので、これはこれでいいんじゃないかなと、私としては思うんです。

ただし啓発の部分をもう少し立てて、今は学習と啓発が一つになって5の(5)で括られているのですが、環境教育、学習というそういう学校面における教育ではなくて、社会、産業も含めた社会の教育という面で、この2つをかなり独立させてしまって、地球温暖化防止に対する理解を別にするから、産業面での支援というようなことを、防止活動を推進していったら行われるかどうか私は分かりませんが、そういった支援をしていくという啓発支援というような項目をひとつ立ててみてもいかがかなというような感じがします。

高木委員長

環境教育、環境学習、啓発に係る対策というのは、さっき独立させましたけど、その独立させた中で要するにセンター等が一事業者だろうと、一県民だろうと、どこだろうと、要するに必要な情報を県と一緒にあって、県と協働して、提供して支援をしていくよということを、ここではっきりうたえばいいと。

諏訪委員

そうですね。啓発支援ということで。

高木委員長

ということでもよろしいですか。

橋爪委員

いいです。

高木委員長

どこに入れるというとはっきりしなくなっちゃうけど、今すっきりしたような。では、今のところに入れます。

川妻委員

6のところに入るわけ。新しいところ。

高木委員長

そうですね。新しい6に入ります。今の7の実効性の確保のところは、意外とこのままという。趣旨は入りますけど。よろしいですか。

はい、では最後ですが、条例の見直しで、県は必要に応じて条例を見直すと、これはすごくシンプルなわけですが、当然趣旨が入って県民計画等の変更が生じたときには臨機応変というか、それに従ってというようなことが入ってきて、必要に応じ条例を見直すと入るということですが、これについてはよろしいですか。これだったらちょっと、あまり いかないですね。

上條委員

実用がなければ、変えるのは当たり前の話だものね。

高木委員長 　では、よろしいですか。はい、何か最後、ちょっと急がせてしまいましたけど。

川妻委員 　このまま残すわけね。

高木委員長 　はい、基本的にこれは残すと。残すことは残します。それで趣旨が入るということです。趣旨はすべて入りますので、趣旨でもうちょっと丁寧にというかたちです。  
　それで一応、条例骨子(案)について一通り意見をいただけてきましたので、かなり意見をたくさんいただいているので、一応10月7日の環境審議会の中間報告をつくっていくわけですが、今の意見をいただいて、私が事務局と相談させていただいて、審議会に出す中間報告をつくっていきます。  
　10月7日の前の皆さんところにはメールで送って、それを見ていただいて、特に何か問題がなければそのまま出していくということやらせていただきます。よろしいですか。  
　では、その他について事務局から説明をお願いします。

木曾課長 　はい。当面の予定が、ちょっと出てきております。まず最初の環境審議会の条例骨子(案)の中間報告ということですが、10月7日金曜日ということで決まりまして、おととい各委員さんには発送しましたとのこと。  
　それから2番目として業界団体との意見交換ですが10月14日、17日ということで、時間が10時から5時までということで、出席団体は今調製中ということ。  
　この前、大きな表で、それぞれの出欠表、それから予定も会場を入れたものでお配りしたと思います。その繰り返しになりますけれども。  
　それから3番目としまして、地区説明会が10月18日松本と飯田、19日が佐久と長野を予定しております。  
　それから第7回検討会ということで、10月28日を予定しているというような状況でございます。以上でございます。

高木委員長 　はい。18日、19日の移動を伴うところに関しては、具体的にどういうふうに行き来すればいいのかということは、また後日連絡があると思ってよろしいわけですね。

川妻委員 　大まかな分担というか、ここだけは1人になっちゃったとか、こっちにゴソツトというような、その調整はいいですか。

高木委員長 　いいですか。

川妻委員 　行ける人を聞いておいて。

高木委員長 　今、聞いておきますか。

川妻委員 　誰か3人は、あるいは14日、17日はいいの。その必要がなきゃいいんだけど。

木曾課長 　前にいただいた予定の中では、最低でも3人の先生方には出ていただけるよ

うな状態になっております。多いときには6名、7名、最低でも3名というような格好です。

川妻委員

14日、17日についても。

木曾課長

14日が が2人で6名、1人だけが×なだけで、あとは が2人ですね。あとは です。17日が が3人、×が1人、 が5人と。

あと骨子(案)地区説明会のほう、申し上げていいでしょうか。

10月18日松本合庁が4名、 1人ですね。それから午後の飯田消費生活センターのほうが、 が3名、 2人です。それから19日、佐久の合同庁舎の午前中ですが3名ですね。午後、長野で6名の先生方がかかわる。

後ほど正確な出席者の方を確定しまして、また当日になりましたら、足の確保等の調整に入らせてもらいたいというふうに思います。

高木委員長

よろしいですか。それでは、もう次回の検討会のスケジュールは10月28日ということで決まっておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでよろしいですかね。いいですね。では、お返しいたします。

司 会

ありがとうございました。委員の皆さんのお手元のほうに、黒沼委員からいただいたカーフリーデー、今日はフリーデーで明日がフェスティバルということで、ご本人ご出席ではないですけど、よろしくということをお願いいたします。またご覧いただければと思います。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

全 員

ありがとうございました。

( 議事録中の 部分は確認できなかった部分です。 )